

〱一九 寛政十一年八月日 伊豆國君澤郡 長濱村  
 御取下起返屋敷書上帳  
 〱二〇 寛政十一年九月六日 奈古屋崎切添新開内見野帳  
 〱二一 寛政十一年十一月日 豆州君澤郡 長濱村  
 浮役米上納譯書上帳  
 〱二二 寛政十一年十一月日 豆州君澤郡 長濱村  
 浮役米上納譯書上帳  
 〱二三 豆州内浦浮役 長濱村津本 小文 次  
 寛政十一年日  
 〱二四 寛政十二年正月吉日 長濱村津本 小文 次  
 立漁御分一改帳  
 〱二五 寛政十二年十二月日 長濱村名主 小文 次  
 申御年貢米納仕代附取立帳  
 〱二六 寛政十二年二月日 山方濱方御分一書上改帳  
 〱二七 寛政十二年十二月日 大川氏  
 漁物仕切勘定帳  
 〱二八 寛政十三年正月六日立同三十日割 三津村津本 覺右衛門 寫門  
 四ヶ村寄合大鋪割并濱帳  
 〱二九 寛政十三年正月六日立同晦日割(ソノ他)  
 〱三〇 享和元年四月日 豆州君澤郡 長濱村  
 山方濱方御分一取立方仕法書上帳  
 〱三一 享和元年四月日 豆州君澤郡 長濱村  
 山方濱方御分一仕法書上帳

〱三二 享和元年十二月二十五日 勘定目録  
 〱三三 享和元年十二月日 豆州君澤郡 長濱村  
 \* 夫食貯書上帳  
 〱三四 享和元年十二月日 豆州君澤郡 長濱村  
 山方濱方御分一改帳  
 〱三五 享和二年正月日 御分一御伺書寫  
 〱三六 享和二年正月日 伊豆國君澤郡長濱村入用帳  
 〱三七 享和三年正月日 伊豆國君澤郡長濱村入用帳  
 〱三八 享和三年四月朔日(ソノ他)  
 〱三九 享和四年正月吉日 法船方津本 小文 次  
 初魚錢預リ通帳  
 〱四〇 享和四年正月吉日 立漁濱帳  
 〱四一 享和四年正月日 伊豆國君澤郡長濱村入用帳  
 〱四二 文化元年八月日 豆州君澤郡 長濱村  
 御定免田畑反取書上帳  
 〱四三 文化二年正月吉日 長濱村津本 小文 次  
 立漁濱帳  
 〱四四 文化二年三月日 伊豆國君澤郡長濱村入用帳

〱四五 文化三年正月吉日 長濱村津元 小文 治  
 立漁御分一改帳  
 〱四六 文化三年二月十六日 長濱村津元 小文 治  
 十六日取  
 〱四七 文化三年二月十六日 長濱村津元 小文 治  
 十八日取  
 〱四八 文化三年二月十六日 津元 久兵衛  
 四ヶ村寄合大鋪割帳寫  
 〱四九 文化三年三月十二日 長濱村津元 小文 治  
 四ヶ浦寄合小鋪割帳  
 〱五〇 文化三年三月十三日 長濱村津元 小文 治  
 四ヶ村寄合小鋪小割帳  
 〱五一 文化三年六月吉日 大川氏  
 鮭買入鹽切覺帳  
 〱五二 文化三年八月日 豆州君澤郡 長濱村  
 拾ヶ年御取附帳  
 〱五三 文化三年十二月日 \* 鹽惣た仕上仕切勘定帳  
 〱五四 文化四年正月吉日 長濱村津本 小文 治  
 立漁御分一改帳  
 〱五五 文化四年正月吉日 長濱村津元 小文 治  
 立漁濱帳  
 〱五六 文化四年正月日 豆州君澤郡 長濱村  
 圍石買上帳扣

〱五七 文化四年二月十六日 重須村津元 久兵衛  
 四ヶ村寄合大鋪濱帳  
 〱五八 文化四年三月二十九日(ソノ他)  
 〱五九 文化四年十一月日 豆州君澤郡 長濱村  
 船差出帳  
 〱六〇 文化四年十二月日 名主 小文 次  
 卯年村中入用帳  
 〱六一 文化六年正月吉日 津本 小文 次  
 立漁濱帳  
 〱六二 文化六年六月吉日 長濱 大川氏  
 鯛網戸代割帳  
 〱六三 文化七年四月日 巳年肥田塚本勘定帳  
 〱六四 文化七年七月日 豆州君澤郡 長濱村  
 荒地書上帳  
 〱六五 文化七年七月日 豆州君澤郡 長濱村  
 荒地書上帳  
 〱六六 文化七年十月日 豆州君澤郡 長濱村  
 當午田方内見合附書上帳  
 〱六七 文化七年十月日 豆州君澤郡 長濱村  
 當午田方内見合附帳  
 〱六八 文化七年十月吉日 長濱村 大川氏  
 御檢見諸色入用覺帳  
 〱六九 文化八年十月三日 長濱村名主 小文 次  
 未御年貢買納金取立覺帳



八七〇	文化八年十月十日	御檢見入用帳	
八七一	文化八年十二月日	未御年貢米納辻代附取立帳	長濱村名主 小次郎
八七二	文化八年十二月日	高反別村差出帳	伊豆國君澤郡 長濱村
八七三	文化八年十二月日	高反別村差出帳	伊豆國君澤郡 長濱村
八七四	文化八年十二月日	舟役錢取立帳	名主 小次郎
八七五	文化九年二月十八日立十九日捕 三月二十二日割		重須村津本 兵右衛門
八七六	文化十年五月二十一日	四ヶ村寄合小鋪割帳	小海村立津本 傳左衛門
八七七	文化十三年五月吉日	鯨大網漁割合帳	
八七八	文化十三年十月二十六日	四ヶ村寄合小鋪割帳	小海立津本 傳左衛門
八七九	文化十四年正月吉日	立漁御分一納通帳	長濱村津本 小次郎
八八〇	文化十四年十一月日	御定免御取附名寄帳	長濱村名主 次郎兵衛
八八一	文政元年十一月二十七日(ソノ他)		
八八二	文政元年十二月吉日	小澤先網家地所築立諸入用覺帳	長濱村 大川小次郎
八八三	文政二年正月吉日	立漁御分一永納帳	長濱村津元 小次郎
八八四	文政二年二月晦日(ソノ他)	割帳	
八八五	文政二年四月吉日	網初番覺帳	長濱村 大川氏
八八六	文政二年六月吉日	大網舟方網舟造替諸入用覺	大川氏
八八七	文政三年正月吉日	立漁御分一納帳	津元 小次郎
八八八	文政四年正月吉日	立漁御分一納帳	長濱村津本 小次郎
八八九	文政四年四月吉日	立漁御分一納帳	長濱村津本 小次郎
八九〇	文政四年四月吉日	高反別覺帳	
八九一	文政五年二月七日	四ヶ村寄合長濱大鋪演帳	津本 小次郎
八九二	文政五年二月七日立	四ヶ村寄合重須立大鋪演帳	長濱村津本 小次郎
八九三	文政五年二月七日立	四ヶ村寄合大鋪割帳	重須村津本 久左衛門
八九四	文政五年五月二十日割	四ヶ村寄合背長割帳	小海村立三津村 傳左衛門
八九五	文政五年二月七日立十日取(ソノ他)	割帳	

八九六	文政五年二月七日立	四ヶ村寄合大鋪割帳	重須村 俊助
八九七	文政五年二月十二日	* 大鋪水揚演帳	津元 小次郎
八九八	文政五年三月二十五日	四ヶ村寄合大鋪割帳	長濱村津元 小次郎
八九九	文政六年七月	長濱村立漁揚金ノ高寫	
九〇〇	文政七年六月五日立	文政元貢年同 四年	
九〇一	文政七年八月十一日立	立網魚割勘定帳	長濱村
九〇二	文政七年十一月吉日	南畑石垣繕諸入用覺	長濱村津元 四郎左衛門
九〇三	文政八年正月吉日	立漁御分一納帳	長濱村津本 小次郎
九〇四	文政八年正月吉日	立漁御分一帳	長濱村津本 小次郎
九〇五	文政八年正月吉日	立漁演丸覺帳	
九〇六	文政八年	酉年漁方徳分	長濱村津本 小次郎
九〇七	文政九年正月吉日	* 立漁御分一納帳	長濱村津本 小次郎
九〇八	文政九年正月吉日	* 立漁演丸覺帳	津本 小次郎
九〇九	文政九年正月吉日	* 戌年立漁徳分扣	
九一〇	文政九年二月日	肥田村半左衛門拜借返納覺帳	長濱村 四郎左衛門
九一一	文政九年二月日	肥田村半左衛門拜借取納覺帳	長濱村 四郎左衛門
九一二	文政十年十二月日	亥諸役入用割帳	君澤郡長濱村名主 治郎兵衛
九一三	文政十年十二月日	猪追割付帳	長濱村名主 治郎兵衛
九一四	文政十年十二月日	亥御年貢米納辻取立帳	君澤郡長濱村名主 治郎兵衛
九一五	文政十一年正月吉日	立漁御分一納帳	長濱村津本 四郎左衛門
九一六	文政十一年二月二十六日(ソノ他)	割帳	
九一七	文政十一年十二月日	子年村入用書拔帳	君澤郡長濱村名主 四郎左衛門
九一八	文政十一年十二月日	子萬船役取立帳	長濱村名主 四郎左衛門



九一九 文政十一年十二月日 君澤郡長濱村名主  
子諸役入用割帳 四郎左衛門  
九二〇 文政十一年十二月日 君澤郡長濱村名主  
子御年貢米納辻取立帳 四郎左衛門  
九二一 文政十二年正月二十一日(ソノ他) 割帳  
九二二 文政十二年正月吉日 長濱村  
大網組并網度代割渡帳 大川四郎左衛門  
大網舟方組人不足ニ付此度兵四郎仲間ニ入ル  
九二三 文政十二年七月吉日 長濱村津本  
立漁濱丸覺帳 四郎左衛門  
九二四 文政十二年十一月吉日 長濱村  
神明丸 小舟造替諸入用覺帳 大川氏  
九二五 文政十三年正月二十七日立 三津村津元  
三津久伏網戸 四ヶ浦寄合大鮪割帳 傳左衛門  
九二六 天保元年四月十八日(ソノ他) 割帳  
九二七 天保元年十二月日 豆州塚本村賄人  
輪之内小作勘定帳 丈左衛門  
九二八 天保二年正月十九日 五艘寄合  
小脇法船方 長濱村津本  
九二九 天保二年正月吉日 立漁濱丸一改帳 大川四郎左衛門

九三〇 天保二年八月四日 長濱村津元  
二又四郎治方 四郎左衛門  
九三一 天保二年十月吉日 長濱村津元  
小網割合帳 一平次  
九三二 天保二年十二月吉日 長濱村  
來辰大網小繩仕入帳 大川四郎左衛門  
九三三 天保三年正月二十日 割帳  
九三四 天保三年二月十七日立二十一日取 長濱村津本  
四ヶ村寄合小鮪割帳 四郎左衛門  
九三五 天保三年十二月吉日 長濱村  
來巳大網小繩仕入帳 大川氏  
九三六 天保三年十二月日 長濱村名主  
重須村猪追割附帳 次郎兵衛  
九三七 天保三年十二月日 長濱村名主  
萬船役取立帳 次郎兵衛  
九三八 天保四年正月吉日 長濱村津本  
巳年御分一納帳 四郎左衛門  
九三九 天保四年正月吉日 長濱村津本  
立漁御分一改帳 四郎左衛門  
九四〇 天保四年正月吉日 長濱村津本  
立漁濱丸帳 四郎左衛門  
九四一 天保四年五月吉日 長濱村津本  
立漁濱丸帳 四郎左衛門

九四二 天保四年六月吉日 大川氏  
小舟造替諸入用覺帳  
九四三 天保四年十二月日 長濱村名主  
巳御年貢米納辻取立帳 四郎左衛門  
九四四 天保四年十二月日 長濱村  
重須村御年貢上納帳 四郎左衛門  
九四五 天保五年正月吉日 長濱村大津本  
五艘懸入用取替覺帳 四郎左衛門  
九四六 天保五年正月吉日 長濱村津本  
立漁御分一納帳 四郎左衛門  
九四七 天保五年五月吉日 鯨大網漁割合帳  
九四八 天保五年十一月吉日 長濱村名主  
大網舟方網舟造替諸入用帳 治郎兵衛  
九四九 天保五年十二月日 長濱村津本  
午御年貢米納辻取立帳 四郎左衛門  
九五〇 天保六年正月吉日 長濱村津本  
立漁御分一改帳 四郎左衛門  
九五二 天保六年正月吉日 長濱村津本  
立漁濱丸帳 四郎左衛門  
九五三 天保六年八月立 重須村津元  
立漁濱丸帳 俊助  
九五四 天保六年十一月日 駿府御加番  
村高井家數人別仕譯書上帳 津田鐵太郎知行所  
伊豆國君澤郡  
長濱村

九五五 天保七年五月十五日覺 津元  
三津五艘寄合大鮪水引濱帳 傳左衛門  
九五六 天保七年八月九日立九日(八月九日立ノ意カ) 津元  
貳ヶ村寄合鯨子濱丸魚除帳 四郎左衛門  
九五七 天保七年十二月十七日 割帳  
九五八 天保七年十二月日 申大瀬 四郎治  
大網舟除錢覺帳 法船  
九五九 天保八年正月吉日 長濱村津本  
立漁濱丸帳 四郎左衛門  
九六〇 天保八年正月吉日 長濱村津元  
魚漁御分一納帳 四郎左衛門  
九六一 天保八年正月吉日 魚漁御  
九六二 天保八年十二月吉日 長濱村津本  
來戌年大網小繩仕入覺帳 四郎左衛門  
九六三 天保九年正月吉日 長濱村津本  
立漁御分一改帳 大川四郎左衛門  
九六四 天保九年正月吉日 長濱村津本  
立漁濱丸帳 四郎左衛門  
九六五 天保九年四月十六日十七日 割帳  
九六六 天保九年八月十四日立 長濱村津元  
貳ヶ村鯨子濱丸帳 四郎左衛門



九六七	天保九年十二月吉日	肥田分田畑勘定帳	豆州塚本村賄人 丈左衛門
九六八	天保九年十二月吉日	來亥年大綱小繩仕入覺帳	津本 四郎左衛門
九六九	天保九年	小物成御用拾米割合帳	名主 治郎兵衛
九七〇	天保十年正月吉日	別株徳分覺帳	
九七一	天保十年三月吉日	新組大綱割帳	長濱村津元 一平 治
九七二	天保十年七月吉日	亥年御分一御上納帳	長濱村津本 四郎左衛門
九七三	天保十年十二月日	塚本分田畑勘定帳	豆州塚本村賄人 丈左衛門
九七四	天保十一年正月吉日	子御分一改帳	津本 四郎左衛門
九七五	天保十一年正月吉日	子御分一納帳	長濱村津本 四郎左衛門
九七六	天保十一年正月吉日	子立漁本家徳分覺帳	
九七七	天保十一年二月十五日	割帳	
九七八	天保十二年正月吉日	御分一改帳	長濱村津本 四郎左衛門
九七九	天保十二年正月吉日	御分一納帳	

九八〇	天保十二年二月吉日	鯛網組并網戸代割帳	大川四郎左衛門
九八一	天保十二年六月朔日(ソノ他)	割帳	
九八二	天保十二年十二月吉日	來寅大綱小繩仕入覺帳	津元 四郎左衛門
九八三	天保十三年正月日	立漁	
九八四	天保十三年二月吉日	四頁治方網舟造替諸入用帳	長濱村津本 大川又太郎
九八五	天保十三年八月二十七日立	寄ヶ村鯨子漁丸帳	長濱村津元 四郎左衛門
九八六	天保十四年正月十二日立十三日取(ソノ他)	割帳	
九八七	天保十四年正月吉日	卯御分一上納帳	長濱村津本 四郎左衛門
九八八	天保十四年正月吉日	卯御分一改帳	長濱村津本 四郎左衛門
九八九	天保十四年七月二十四日立八月二十五日割	四ヶ村寄合大鋪濱丸并割帳	長濱村津元 四郎左衛門
九九〇	天保十四年七月二十四日立	宮戸寄大鋪小割帳	長濱村名主 次郎兵衛
九九一	天保十四年十二月日	卯御年貢米納辻取立帳	

九九二	天保十五年正月吉日	立漁濱丸覺帳	長濱村津本 四郎左衛門
九九三	天保十五年正月吉日	辰御分一上納帳	長濱村津元 四郎左衛門
九九四	天保十五年正月吉日	辰御分一改帳	長濱村津本 四郎左衛門
九九五	天保十五年十二月日	小作勘定帳	四ヶ町村賄人 彦左衛門
九九六	弘化元年十二月吉日	來ル巳歳大綱小繩仕入覺帳	津元 四郎左衛門
九九七	弘化二年三月吉日	網戸日繰覺帳	長濱村津本 四郎左衛門
九九八	弘化二年四月二日(ソノ他)	割帳	
九九九	弘化二年十二月吉日	來午年大綱小繩仕入帳	長濱村津本 四郎左衛門
一〇〇〇	弘化三年正月吉日	法船方 大瀬除魚代殘預リ覺帳	長濱村津本 四郎左衛門
一〇〇一	弘化三年十二月吉日	來未年大綱小繩仕入帳	長濱村津本 四郎左衛門
一〇〇二	弘化四年正月吉日	立漁濱丸帳	津元 四郎左衛門
一〇〇三	弘化四年正月吉日	大瀬除魚覺帳	津元 四郎左衛門

一〇〇四	弘化四年正月八日立 九月十日割	弘化四年正月八日立八月二十四日割	長濱村 四郎左衛門
一〇〇五	弘化四年五月二十六日立八月二十四日割	寄ヶ村鯨子漁帳并割帳	長濱村津元 四郎左衛門
一〇〇六	弘化四年八月朔日立九月七日割	寄ヶ村寄合鯨子大割帳	重須村西方津元 喜藤次
一〇〇七	弘化五年正月吉日	立漁濱丸帳	津元 四郎左衛門
一〇〇八	嘉永元年七月八日立八月十四日割	* 寄ヶ村寄合鯨子大割帳	津元 四郎左衛門
一〇〇九	嘉永元年十二月日	申重須猪追賃割附帳	長濱村名主 四郎左衛門
一〇一〇	嘉永元年十二月日	申御年貢諸役勘定帳	長濱村名主 四郎左衛門
一〇一一	嘉永元年十二月日	申御年貢米納辻取立帳	長濱村名主 四郎左衛門
一〇一二	嘉永元年	御年貢取立覺	
一〇一三	嘉永二年正月吉日	立漁濱丸覺帳	津元 四郎左衛門
一〇一四	嘉永二年正月吉日	御分一改帳	津元 四郎左衛門
一〇一五	嘉永三年正月吉日	立漁御分一上納帳	津元 四郎左衛門



1016	嘉永二年三月日 割帳	津元	四郎左衛門
1017	嘉永二年六月吉日 小澤網屋諸勘定	長濱浦津元	四郎左衛門
1018	嘉永三年正月吉日 御分一改帳	長濱浦津元	四郎左衛門
1019	嘉永三年正月吉日 立漁御分一上納帳	津元	四郎左衛門
1020	嘉永三年正月吉日 網戸日操覺帳	長濱浦津元	四郎左衛門
1021	嘉永三年正月吉日 立漁濱丸覺帳	長濱浦津元	四郎左衛門
1022	嘉永四年正月吉日 御分一改帳	長濱浦津元	四郎左衛門
1023	嘉永四年正月吉日 立漁御分一上納帳	長濱浦津元	四郎左衛門
1024	嘉永四年正月吉日 立漁濱丸覺帳	長濱浦津元	四郎左衛門
1025	嘉永四年四月吉日 * 鯛網組并網度代割渡シ帳	長濱浦津元	大川氏
1026	嘉永四年四月日 高反別小作預ケ口改覺帳	津元	四郎左衛門
1027	嘉永四年十一月吉日 立漁御分一上納帳	津元	四郎左衛門
1028	嘉永四年十二月吉日 御年貢控帳	津元	四郎左衛門
1029	嘉永四年 法船方網舟小細工諸入用帳	長濱浦津元	四郎左衛門
1030	嘉永四年分 畑方小作取立帳	肥田分賄人	徳兵衛
1031	嘉永五年正月吉日 御分一改帳	津元	四郎左衛門
1032	嘉永五年正月吉日 立漁御分一上納帳	長濱浦津元	四郎左衛門
1033	嘉永五年三月日 天野村畑地高反別小作預ケ帳	三津浦御分一人	請負人
1034	嘉永五年十一月二十五日 酉戌亥三ヶ年御分一不納取調帳	三津浦御分一人	請負人
1035	嘉永五年十一月吉日 河内田地開發入用帳	長濱浦津元	兒玉又郎
1036	嘉永五年十二月日 法船方網舟包替諸入用帳	長濱浦津元	大川四郎左衛門
1037	嘉永六年正月吉日 立漁濱丸覺帳	津元	四郎左衛門
1038	嘉永六年正月日 重寺三津御分一勘定控帳	津元	四郎左衛門
1039	嘉永六年九月二十五日 二ヶ村寄合鯨子大割帳	喜藤(治)	
1040	嘉永六年十二月日 肥田輪之内小作立帳	長濱浦津元	代五郎右衛門

1041	嘉永七年正月日 御分一上納覺帳	津元	四郎左衛門
1042	嘉永七年正月日 御分一改帳	長濱浦津元	四郎左衛門
1043	嘉永七年正月吉日 立漁濱丸覺帳	長濱浦津元	四郎左衛門
1044	嘉永七年六月二十日割 四ヶ村小舗大割帳	長濱浦津元	四郎左衛門
1045	嘉永七年十一月日 法船方網屋立替諸入用帳	長濱浦津元	四郎左衛門
1046	嘉永七年十一月吉日 大峯諸入用帳	長濱浦津元	四郎左衛門
1047	安政二年正月吉日 御分一改帳	長濱浦津元	四郎左衛門
1048	安政二年正月吉日 立漁濱丸覺帳	長濱浦津元	四郎左衛門
1049	安政二年七月五日 御年貢御役金皆濟之通	長濱浦津元	四郎左衛門
1050	安政二年八月吉日 天野村分小作勘定帳	賄人	五郎右衛門
1051	安政二年 天野村分小作勘定帳	賄人	五郎右衛門
1052	安政三年正月日 御分一改帳	長濱浦津元	四郎左衛門
1053	安政三年正月日 立漁濱丸帳	長濱浦津元	四郎左衛門
1054	安政三年三月日 肥田村輪之内御年貢取立帳	めいさい帳	五郎右衛門
1055	安政三年十二月日 重寺三津村魚漁御分一勘定帳	長濱浦津元	四郎左衛門
1056	安政四年正月吉日 立漁濱丸帳	長濱浦津元	四郎左衛門
1057	安政四年正月吉日 御分一上納帳	長濱浦津元	四郎左衛門
1058	安政四年正月日 御分一改帳	長濱浦津元	四郎左衛門
1059	安政四年十二月日 御年貢皆濟帳	長濱浦津元	大川四郎左衛門
1060	安政五年正月吉日 御分一上納帳	長濱浦津元	四郎左衛門
1061	安政五年正月吉日 御分一改帳	長濱浦津元	四郎左衛門
1062	安政五年正月日 御分一上納帳	長濱浦津元	四郎左衛門
1063	安政五年正月吉日 立漁濱丸覺帳	長濱浦津元	四郎左衛門
1064	安政五年正月日 立漁儲日記覺帳	長濱浦津元	四郎左衛門



1065	安政五年二月吉日 河内村白手鼠作開發入用帳	長濱村 兒玉又郎
1066	安政六年正月吉日 御分一改帳	長濱浦津元 四郎左衛門
1067	安政六年正月吉日 御分一上納帳	長濱村津元 四郎左衛門
1068	安政六年正月吉日 立漁濱丸覺帳 七年制有り	長濱村津元 四郎左衛門
1069	安政六年十二月吉日 來申年大綱小繩仕入帳	長濱村 大川四郎左衛門
1070	安政七年正月吉日 御分一上納扣帳	長濱村津元 四郎左衛門
1071	萬延元年正月吉日(安政七年) 御分一改帳	長濱村津元 四郎左衛門
1072	萬延元年正月吉日 御分一改帳	津元 四郎左衛門
1073	萬延元年四月改 四郎次方 法仙方右三艘三ヶ年分揚り高 大綱舟方	三津邑御分一方 傳左衛門
1074	萬延元年五月二十八日立 四ヶ浦小鮪大割帳 寄合	長濱村津元 四郎左衛門
1075	文久元年三月日 編網組并網戸代割帳	長濱村 大川四郎左衛門
1076	文久元年四月吉日 肥田村分輪之内畑小作取立帳	長濱村 持主四郎左衛門 取立又三郎
1077	文久元年十月日 編網組并網戸代割渡帳	長濱村 大川四郎左衛門
1078	文久二年正月吉日 立漁濱丸覺帳	津元 大川四郎左衛門
1079	文久二年正月吉日 魚漁德分預り并取替覺帳	長濱村津元 四郎左衛門
1080	文久二年正月吉日 御分一改帳	長濱村津元 四郎左衛門
1081	文久二年五月吉日 肥田原輪之内畑年貢小作取立帳	長濱村地親 四郎左衛門
1082	文久二年十二月吉日 來亥年大綱小繩仕入帳	長濱村津本 四郎左衛門
1083	文久三年正月吉日 御分一上納帳	長濱村津元 四郎左衛門
1084	文久三年正月日 丸附	津元 大川四郎左衛門
1085	文久三年正月吉日 立漁濱丸覺帳	津元 大川四郎左衛門
1086	文久三年十月吉日 御分一上納帳	長濱村 兒玉又郎
1087	文久三年十一月日 重須村 木負村 河内村 久連村 平澤村 古宇村	長濱村 兒玉又郎
1088	文久三年十二月日 重須村分持地高反別取米改帳	長濱村 兒玉又郎

1089	元治元年十二月 子萬舟役割附帳	長濱村 忠左衛門
1090	元治二年正月吉日 御分一改帳	津元 大川四郎左衛門
1091	慶應元年二年正月吉日 立漁濱丸覺帳	津元 大川四郎左衛門
1092	慶應二年正月吉日 隱居免 越石田畑高反別改帳	君澤郡長濱村大川性隱居 兒玉又郎 兒玉又郎 兒玉又郎
1093	慶應二年正月日 御分一改帳	津元 大川四郎左衛門
1094	慶應三年十二月日 卯重須村猪追足役割附帳	長濱村名主 忠左衛門
1095	慶應三年十二月日 卯年船役割付帳	長濱村名主 忠左衛門
1096	慶應四年九月 去亥年卯年迄 皆濟目録御書上帳控	長濱村
1097	明治元年十二月日 田高反別改帳	名主 四郎左衛門
1098	明治元年十二月日 辰萬舟役割付帳	名主 四郎左衛門
1099	明治元年十二月日 辰御年貢納辻取立帳	名主 四郎左衛門
1100	明治元年十二月日 辰諸役入用割帳	長濱村名主 四郎左衛門
1101	明治元年十二月日 辰御年貢納辻取立帳	長濱村名主 四郎左衛門
1102	明治元年十二月日 辰御年貢納辻取立帳	長濱村名主 四郎左衛門
1103	明治元年十二月日 辰御年貢納辻取立帳	長濱村名主 四郎左衛門
1104	明治二年十月日 巳御分一改帳	津元 四郎左衛門
1105	明治二年十月日 巳立漁拂不足覺帳	長濱村 四郎左衛門
1106	明治二年 濱丸帳	大川四郎左衛門
1107	明治三年正月 立漁濱丸扣帳	津元 四郎左衛門
1108	明治三年正月吉日 立漁濱丸帳	津元 大川四郎左衛門
1109	明治三年三月吉日 長濱村網戸日探並網戸代覺帳	豆州長濱村津元 四郎左衛門
1110	明治三年七月日 去巳十月午六月迄立漁揚高書上帳	長濱村 津元
1111	明治三年七月日 立漁揚高書上帳	長濱村 津元
1112	明治三年十月日 巳立漁割不足書上帳	長濱村 津元
1113	明治四年正月吉日 越石田畑開發山林毛生取調賣價	長濱村 元



一一二四 明治四年正月 津元 濱丸元控 網戸儲高帳 大川四郎左衛門  
 一一二五 明治四年二月日 五艘漁事書拔  
 一一二六 明治四年三月吉日 津元 德用差引仕立帳  
 一一二七 明治四年三月より八月まで 長濱村津元 魚漁水揚濱丸高改帳 大川四郎左衛門  
 一一二八 明治四年 濱丸帳  
 一一二九 明治五年三月吉辰 津元 長濱浦 網戸日操并網戸覺帖 大川四郎左衛門  
 一一三〇 明治五年十二月日 所地主長濱村 越石地田畑小作取立勘定帳 大川四郎左衛門  
 一一三一 明治六年三月日 津元 網網組并網戸代割勘定帳 大川四郎左衛門  
 一一三二 明治六年八月日 伊豆國君澤郡 浮役租米書上 長濱村 同 置網番書上 長濱村  
 一一三三 明治六年十月十五日 長濱村 網戸場取究雜用扣 大川四郎左衛門 宅集會  
 一一三四 明治七年正月日 濱滿環  
 一一三五 明治七年六月十四日立七月十日割 長濱村津元 四ヶ村寄合鮪割帳 大川四郎左衛門

一一三六 明治七年七月吉辰 津元 立漁割合帳寶船方 大川四郎左衛門  
 一一三七 明治八年正月日 走滿丸簿  
 一一三八 明治八年正月日 長濱村 去戌租稅勘定簿 長濱村  
 一一三九 明治八年四月吉日 長濱村 田畑小作取立勘定帳 大川四郎左衛門  
 一一四〇 明治八年五月日 長濱村大川四郎左衛門隱居 重須村地長井崎畑持主扣 申改名 兒玉又郎堯佐  
 一一四一 明治八年十二月日 長濱村 魚漁水揚帳 津元  
 一一四二 明治九年正月日 立漁濱丸日記帳 明治十年書込有  
 一一四三 明治九年四月日 戊租稅皆濟目錄  
 一一四四 明治九年五月十二日 小脇 四郎次方  
 一一四五 明治九年 諸魚水揚帳 津元  
 一一四六 明治九年ヨリ十二年迄 濱丸勘定 大川四郎左衛門  
 一一四七 明治十五年五月吉辰 五艘立漁濱丸並假割覺 長濱村 津元  
 一一四八 明治十年五月吉日 立漁濱丸帳

一一三九 明治十年五月吉日 隱居 立漁德用附分帳 四郎  
 一一四〇 明治十年九月十三日 長濱村 立漁揚り高取帳  
 一一四一 明治十二年ヨリ同六年酉年迄 大川氏 濱簿  
 一一四二 明治十四年正月吉日 大川四郎左衛門 立漁德分勘定帳  
 一一四三 明治十四年 大川四郎左衛門 波間簿  
 一一四四 明治十五年 大川四郎左衛門 立漁濱丸簿  
 一一四五 明治十五年 大川四郎左衛門 立漁本割簿  
 一一四六 明治十五年 大川四郎左衛門 波間簿  
 一一四七 明治十六年八月十有 大川四郎左衛門 波間簿  
 一一四八 明治十六年九月吉日 大川四郎左衛門 波滿簿  
 一一四九 明治十八年七月二十五日 魚代金貸付帳  
 一一五〇 明治十八年七月二十六日 長濱村 立漁賣上簿 大 戰 方  
 一一五一 明治十八年十月吉日 立漁大割簿

一一五二 明治十八年十月吉辰 立漁大 大川四郎左衛門  
 一一五三 明治十九年八月吉辰 諸入用帳附迄扣  
 一一五四 明治十九年八月吉日 魚代取立帳  
 一一五五 明治十九年八月吉日 立漁濱丸帳  
 一一五六 明治十九年 魚代金出入簿 大川四郎左衛門  
 一一五七 伊豆國四郡村々高附并御朱印地寺社石高覺  
 一一五八 内浦浮役米并夫錢納譯  
 一一五九 奈古屋崎畑畝歩改帳  
 一一六〇 御用石注文  
 一一六一 豆州内浦浮役  
 一一六二 陸揚舟取物立漁割合帳  
 一一六三 陸揚新規正德百圓割  
 一一六四 船捕新網戸覺  
 一一六五 手くり網戸覺  
 一一六六 四ヶ所網所浮役譯  
 荒地村成小前帳



二六七 田方拾出帳  
二六八 分一金請取帳  
長濱村 名主

二六九 内浦浮役上納物扣  
久足立古久重長重  
料保保宇連須濱寺  
村村村村村村村

二七〇 天野田地高反別改記  
天野 五郎右衛門分

〔神寺錢關係之部〕

二七一 寬延四年 魚漁初尾神錢請帳 住本寺  
大川四郎左衛門

二七二 寶曆四年九月日 寬延四年未方戌八月迄勘定仕上帳  
長濱村 住本寺  
且 家

二七三 文化八年正月吉日 寺錢神錢渡扣帳 於保屋

二七四 文政五年三月吉日 神寺初尾錢取集覺帳

二七五 文政六年正月吉日 神寺初尾錢取集覺帳

二七六 文政七年正月吉日 神寺初尾錢取集帳 世話人  
大川四郎左衛門  
大川治郎兵衛  
大川逸平治

二七七 文政八年正月吉日 神寺初尾取集帳 世話人  
大川逸平治  
大川四郎左衛門

二七八 文政九年正月吉日 戌年神寺錢渡扣 大川氏

二七九 文政十三年正月吉日 神寺錢覺帳 津元  
四郎左衛門

二八〇 天保四年正月吉日 神寺錢渡覺帳 長濱村津本  
四郎左衛門

二八一 天保四年七月吉日 巳年神錢取集割合覺帳 長濱村名主津元  
四郎左衛門

二八二 天保五年正月吉日 神寺錢渡覺帳 長濱村津本  
四郎左衛門

二八三 天保六年正月吉日 神寺錢渡覺帳 長濱村津本  
四郎左衛門

二八四 天保六年正月吉日 神錢取集割合覺帳 長濱村大津本  
四郎左衛門

二八五 天保七年正月吉日 神寺錢渡し覺帳 長濱村津本  
四郎左衛門

二八六 天保七年正月吉日 神錢取集割合帳 長濱村大津本  
四郎左衛門

二八七 天保八年正月吉日 神寺錢渡覺帳 長濱村津本  
四郎左衛門

二八八 天保八年正月吉日 神錢取集割合帳 長濱村津本  
四郎左衛門

二八九 天保九年正月吉日 神寺錢渡覺帳 長濱村大津本  
四郎左衛門

二九〇 天保九年正月吉日 神錢取集割合帳 津元  
四郎左衛門

二九一 天保十年正月吉日 神寺錢渡覺帳 津本  
四郎左衛門

二九二 天保十年正月吉日 神錢取集割合帳 津本  
四郎左衛門

二九三 天保十一年正月吉日 神寺錢渡覺帳 長濱村津本  
四郎左衛門

二九四 天保十一年正月吉日 神錢取集割合帳 長濱村津元  
四郎左衛門

二九五 天保十二年正月吉日 神寺錢渡覺帳 長濱村大津本  
四郎左衛門

二九六 天保十二年正月吉日 神錢取集割合帳 長濱村大津元  
四郎左衛門

二九七 天保十三年正月吉日 神寺錢渡覺帳 長濱村大津元  
四郎左衛門

二九八 天保十三年正月吉日 神錢取集割合帳 長濱村大津元  
四郎左衛門

二九九 天保十四年正月吉日 神寺錢渡覺帳 長濱村津本  
四郎左衛門

三〇〇 天保十四年正月吉日 神錢取集割合帳 長濱村津本  
四郎左衛門

三〇一 天保十四年正月改 神寺錢請取覺 長濱村津元  
四郎左衛門

三〇二 天保十五年正月吉日 神錢取集割合帳 長濱村津本  
四郎左衛門

三〇三 天保十五年正月吉日 神寺錢渡し覺帳 長濱村津本  
四郎左衛門

三〇四 弘化二年正月吉日 神寺錢渡覺帳 長濱村津本  
四郎左衛門

三〇五 弘化二年正月吉日 神錢取集割合帳 長濱村津本  
四郎左衛門

三〇六 弘化三年正月吉日 神錢取集割合帳 長濱村津本  
四郎左衛門

三〇七 弘化三年正月吉日 神寺錢渡覺帳 長濱村津本  
四郎左衛門

三〇八 弘化五年正月吉日 三月嘉永元年二改元 津元  
四郎左衛門

三〇九 嘉永二年正月吉日 神寺覺帳 津元  
四郎左衛門

三一〇 嘉永三年正月吉日 神寺覺帳 長濱村津本  
四郎左衛門

三一〇 嘉永三年正月吉日 神錢取集帳 長濱村津元  
四郎左衛門

三一一 嘉永三年正月吉日 神錢取集帳 長濱村津元  
四郎左衛門

三一二 嘉永四年正月吉日 神錢取集帳 長濱村津元  
四郎左衛門

三一三 嘉永五年正月吉日 神錢取集帳 長濱村津元  
四郎左衛門

三一四 嘉永七年正月吉日 神錢取集帳 長濱村津元  
四郎左衛門

三一五 嘉永七年正月吉日 神寺覺帳 長濱村津元  
四郎左衛門



一一六	安政二年正月吉日 神寺覺帳	長濱村津元 四郎左衛門
一一七	安政二年正月吉日 神錢取集覺帳	長濱村津元 四郎左衛門
一一八	安政四年正月吉日 神錢取集帳	長濱村津元 四郎左衛門
一一九	安政五年正月吉日 神錢取集帳	長濱村津元 四郎左衛門
一二〇	安政六年正月吉日 神寺錢取集帳	長濱村津元 四郎左衛門
一二一	安政七年正月吉日 五艘神寺附込帳	四郎左衛門
一二二	元治二年正月吉日 神寺取立帳	津元 大川四郎左衛門
一二三	慶應三年正月吉日 五艘神寺覺帳	長濱村 大川四郎左衛門

<p>正保五年 豆州君澤郡 長濱村惣高覺帳 子正月吉日 菊地金左衛門</p>		<p>上田三分 石壹升五合</p>
<p>下田合三廿七步 石三斗九升</p>	<p>下田合貳廿八步 石壹斗四升六合七勺</p>	<p>下田壹廿五步 山田</p>
<p>下畑合壹廿八步 石九升六合</p>	<p>中畑合壹廿八步 石壹斗三升三合三勺</p>	<p>同三畝十八步 同</p>
<p>屋敷合壹廿十步 高合七斗八升壹合</p>	<p>善右衛門分</p>	<p>當田壹畝八步 仁右衛門田</p>
<p>上畑壹畝七步 神明上</p>	<p>下畑廿五步 同壹升五合</p>	<p>同壹畝十步 五十本田</p>
<p>下畑廿三歩 石九升六合</p>	<p>中畑壹畝拾八歩 石壹斗三升三合三勺</p>	<p>下畑廿歩 同壹升五合</p>
<p>下畑十三歩 石壹斗三升三合三勺</p>	<p>屋敷壹畝十歩 此わけ</p>	<p>下畑廿七歩 此石三斗九升</p>
<p>下畑廿七歩 此石三斗九升</p>	<p>下畑廿七歩 此石三斗九升</p>	<p>下畑廿七歩 此石三斗九升</p>

萬治二年  
此度他村網戸持と出入ニ付諸入用割帳  
長濱村  
津元惣兵衛  
忠左衛門  
亥十二月廿七日



覺

十月三日  
一錢七百五拾文

是ハ此度出入ニ付罷出候  
宿拂入用

十月九日  
一同壹ノ文

是ハ右同斷

十月廿日  
一同五百文

是ハ右同斷

十一月四日  
一同五百文

是ハ右同斷

十一月廿四日  
一同三百文

是ハ右同斷

一同壹ノ貳百五拾文

是ハ右扱人衆中江禮たばこ酒代共ニ

メ高四ノ三百文

此割

貳ノ百五拾文

但シ貳拾六軒八分  
壹軒ニ付八拾文ツ、

村軒懸り

貳ノ百五拾文

網度

内五百三拾七文網子懸り分  
但シ壹人ニ付拾八文ツ、  
(以下略)

六

寛文拾貳年

御年貢取付帳

子ノ極月廿一日

名主 四郎左衛門

長濱村

子ノ年長濱村御年貢可レ納割付  
一高四拾三石五斗三升五合

此分ケ

田畑屋敷

貳石壹升貳合

付荒

三石三斗三升五合

古荒

殘  
一高三拾八石壹斗八升八合

有

此取拾七石六斗五合

内

貳升九合

取米過

壹石ニ付

四ツ六分壹リン付

御指紙辻

一取米拾七石五斗七升六合

此表五拾表壹斗五合

干米

一米壹表壹斗三升三合

右之口米

米合

代金拾九兩三分六百四拾貳文

但金壹兩ニ付九斗六升斗立

各寄金合拾九兩三分七百五拾五文

内百拾三文

一斗立九斗六升かへ

但本米壹升ニ付

四拾五文三分ツ、  
(以下略)

口米共

八

延寶元年

御年貢取付帳

丑ノ極月日

名主 四郎左衛門

長濱村

一高六斗八合

此取貳斗五升壹合

代金壹分百六拾文

一貳升八合

代京百拾九文

合壹分京貳百七十九文

名主 給

九郎兵衛○

一高壹斗貳升七合

此取五升貳合

代京貳百四拾文

一六合

代京廿六文

合貳百六十六文

名主 給

善右衛門○



一 高壹斗六升三合  
 五十ほつた  
 一 高壹斗四升貳合  
 合三斗五合  
 此取壹斗貳升六合  
 代京五百八拾貳文  
 一 壹升四合  
 代京六拾文  
 合六百四十二文  
 (以下略)

仁兵衛〇

名主給

延寶四年  
 辰之年 諸役入用帳  
 正月 日  
 名主 四郎左衛門  
 長濱村  
 辰正月朔日御禮  
 一貳百文  
 同日  
 一百文  
 十兵衛殿

正月四日御禮平右衛門殿〇〇同道にて  
 一貳百文  
 同日  
 一三百文  
 同日  
 一六百元  
 正月八日  
 一三百文  
 一百文  
 正月十六日  
 一貳貫七百十五文  
 三月三日  
 一貳百五十文  
 三月九日重寺小海ミと同道  
 一六百元  
 あみへ入目  
 内衆  
 三人  
 舟ちん  
 宿ちん  
 傳三郎殿  
 舟ちん  
 川津  
 松崎  
 ひらめ 甚右衛門様  
 いなた 安左衛門様  
 わり本衆  
 木村源右衛門様へ  
 宿舟  
 長嶋藤右衛門殿入め  
 さかて  
 ぶり  
 八郎兵衛様  
 内衆三人

三八  
 (表紙)  
 貞享元年  
 五ヶ村 網戸割帳  
 子ノ九月  
 重寺村  
 小海村  
 三津村  
 長濱村  
 重須村  
 木負村  
 第可取也  
 催促いたし出次

一 拾壹帖  
 一六帖  
 一四帖  
 一七帖 前わりニ成  
 一四帖半  
 合三拾貳帖半  
 右之網戸ニて可割  
 一金五兩三分  
 是ハ子春三と久左衛門長濱村四郎左衛門兩人御訴訟  
 ニ罷下候路金入用也  
 内  
 金壹分  
 残テ金五兩貳分也  
 長濱村  
 三津村  
 小海村  
 重寺村  
 重須村  
 路金  
 江戸遣  
 木負村へ出ル

御合〇ノ金  
 一金三分  
 是ハ只今金子御調被下候へハ少シ引ケ可申候、但  
 手前分ノ金ニハ利かけ不申候  
 合六兩貳分也  
 此割  
 但壹帖ニ付京八百文ツ、  
 (以下略)

四一  
 (表紙)  
 貞享貳年  
 五ヶ村 網戸割帳  
 丑ノ四月廿六日  
 重寺村  
 小海村  
 三津村  
 長濱村  
 重須村  
 木負村之儀者催足仕出次第  
 可取也

貞享貳年  
 丑ノ四月廿六日  
 浮役訴訟江戸路金割  
 一金三兩  
 口野金利  
 (安養寺ニ而酒菓子入用  
 江戸白壁町へ兩人禮物共ニ



此割

網戸壹帖 = 付京三百七拾文

但三拾貳帖半 = 割

拾壹帖  
一壹兩京七拾文

長濱

六帖  
一貳分京貳百廿文

三津

四帖  
一壹分京四百八拾文

小海

七帖  
一貳分京五百九拾文

重寺

四帖半  
一壹分京六百六拾五文

重須

右之分一兩日中 = 三津村久左衛門方へ早と可被遣候、此度者大切之御儀 = 御座候間、何も御情御出し可被成候、爲其如此 = 御座候、以上

四月廿六日

長濱四郎左衛門  
重須久兵衛

右村と名主組頭中

(以下略)

四五

(表紙)

貞享四年

長濱村

大峯松御用木賣日記

卯三月初日

一松丸太壹本

大みね  
五間半

代金五兩貳分也

一六拾七人

濱出人足

一貳表米

三斗九升入

一四升 諸白

松切申時

一貳升 同

同斷

一三升 同

濱出し

一壹兩壹分

同斷

一六斗五升米

祭

代貳分五百廿文  
一貳斗貳升

酒

一四百文

喜右衛門山

一壹兩壹分九百四十文

江戸路金

一三貫文

網子

合五兩貳分  
貳百五十文

卯四月六日  
一壹樽五升

嶋取

代貳分壹貫百文

餅米

一貳分六百文

あつき

一六斗代貳百五十文

たき

一壹本代百文

ぶり  
八左衛門

四七

(表紙)

貞享四年

長濱村

卯之御年貢浮役諸役勘定帳

極月 日

名主  
四郎左衛門

一金壹分京七百四拾九文

孫兵衛

一京貳百九文

御年貢

一同三百十六文

給

一同四百九拾三文

舟役

一同四百壹文

役

一同五十文

夫錢

一同廿文

古未進

合三分貳百三拾八文

惡金寄

京貳百文

魚出

貳分京五百文

取

正月



九十八文

(以下略)

五五

(表紙)

元祿三年

午之濱鹽鯛役帳

長濱村  
四郎左衛門

皆鯛  
濟

午正月十一日納  
一貳枚

是ハ重寺ニテ賣申候

代貳貫五百文

一五拾六文

一三百文

御歲暮

合貳貫八百五拾六文

内

七百拾四文

貳貫四拾貳文

百廿四文

濱鹽鯛

鹽  
三嶋肴

小海  
長濱  
簾

合貳貫貳百六拾四文

是ハ去年帳ニ而割濟出入無レ之候

午二月朔日納

一貳枚

是ハ志ニ濱甚五右衛門

代三貫百五拾文

一三拾文

一五拾文

合三貫貳百三拾文

内

一八百八文

一貳貫四百廿貳文

壹軒ニ付六十壹文宛

(以下略)

小海番  
鯛

小行酒  
鹽

小海  
長濱

六二

(表紙)

元祿五年

濱鹽鯛日記

申ノ正月吉日

長濱村

名主  
四郎左衛門

申正月十四日  
二月五日  
一貳枚

代壹分壹メ百文  
壹分壹メ百五十文

一六十文

一三十五文

一貳枚

代壹分壹メ文

一六十文

メ七メ百六十文

内

壹メ七百九十文

五メ三百七十文

貳百五十文

貳百文

合五メ八百廿文

三十九間五分

壹軒ニ付百四十八文ツ、

(以下略)

馬込  
し濱

鯛

鹽

小遣  
重寺鯛

鹽

小海  
長濱  
す  
かつ

六三

(表紙)

元祿五年

申之御年貢浮役勘定帳

十月 日

長濱村

名主  
四郎左衛門

角兵衛

御年貢

給

夫錢

舟役

役

古未進

安養寺

夫替

内

貳分

京百七十文

役錢着共  
未進

殘六百三拾四文



酉五月二日  
鏝八百文

皆請取

一〇九

寶永四年  
亥之御年貢金請取帳  
長濱村  
名主 四郎左衛門  
十月 日

十月廿三日 一金壹兩  
同日 一金壹分  
同日夫次平次 一金貳分  
十月廿七日 一鏝五百文  
同日 一同六百文  
同日 一金壹分

同日 一金貳朱 忠右衛門  
同日 一金貳分 金左衛門  
同日夫法泉 一金壹分 七兵衛  
十一月八日 一金壹分 利左衛門  
同日 一金壹分 久右衛門  
同日 一金壹分 吉兵衛  
同日 一金壹分 仁平次  
同日 一鏝三百文 左平次  
同日 一鏝三百文 勘兵衛  
同日 一金壹分 半三郎  
同日 一金貳分 長兵衛  
十一月十二日 一金壹分 又兵衛  
十一月十九日 一金壹兩 太兵衛  
同日 一金壹分 七兵衛

十一月廿三日  
一金壹兩  
(以下略)

次郎兵衛

一一八

寶永六年  
丑之年諸夫錢覺帳  
長濱村  
名主 四郎左衛門  
正月 日

三月三日 一五百文 長濱重須  
五月五日 一五百文 同斷  
五月廿五日 一貳百文 三嶋見舞  
一貳百文 五人組宗旨帳  
七月七日 一五百文 長濱重須  
九月十六日 一六百五十文 殿様御着之節  
三嶋遣

九月十九日 一五百文 長濱重須  
一四十文 三しま遣  
九月廿五日 一金貳分八百文 御檢見御見舞  
一金貳朱 ○○重須  
一百文 伴右衛門殿  
一三貫文 小者  
一金壹分 組共役かゝり  
一京五百五十文 重須宿  
一七百十五文 淺黄入用  
殿御看重寺 江梨出し  
大名主 定遣  
重須長濱年頭  
三嶋年頭  
肴 肴  
組かゝり 御肴  
吉郎兵衛 割酒  
一壹ノ八百文 さかて  
一五百文



一四百文  
ノ貳拾五貫七百八拾文  
(以下略)

さかて

一六二

(表紙)

享保二年

四ヶ村寄合大鮪割帳

西三月廿九日

ノ六拾九貫三百五拾文

内

拾貫五百五拾文  
貳貫八百五拾文  
四ノ貳百文  
壹ノ七百文  
五百文  
三百文  
三百文

横手内  
小切諸拂  
御年貢  
賞  
小拂  
男女  
藤松  
子共衆

壹ノ貳百文  
八貫四百文  
百文  
ノ三拾貫百文

今日酒  
祝ひ  
藤四郎

残

三拾九貫貳百五拾文

内

拾四ノ五百貳拾貳文  
貳拾四ノ七百廿八文

内

八貫貳百四拾三文  
拾六貫四百八拾六文

可取分

一九百貳拾三文  
一壹貫九拾九文  
一九百貳拾壹文  
一八百九拾壹文  
一九百一十一文  
一貳貫三百拾六文  
一壹貫九拾壹文  
一八百四拾八文  
一四百六拾貳文

重須  
重須  
長濱  
四郎次方  
大網舟方  
五郎左衛門方  
三人衆方  
法舟方  
七右衛門  
次郎兵衛  
久左衛門  
與市右衛門

一八拾九文  
一五貫百九拾七文

平兵衛  
四郎左衛門

二〇一

(表紙)

享保六年

釣鮪留帳

十一月八日

惣四ノ文ニ勘定可致候

八日  
同日  
同日  
同日  
同日  
同日  
九日  
同日  
同日

又兵衛  
七兵衛  
四郎左衛門  
與兵衛  
次郎左衛門  
又兵衛

同日  
同日  
同日  
同日  
同日  
同日  
同日  
同日  
同日  
同日  
十一月十二日  
同日  
同日

(以下略)

七兵衛  
平兵衛  
次郎左衛門  
忠左衛門  
善右衛門  
又兵衛  
七兵衛  
平兵衛  
四郎左衛門  
吉兵衛



市野瀬村 一 條村 上加茂村 本郷村 柿崎村 須崎村 大鍋村 筏場村 矢野村 峯原村 笹原村 谷津村 逆川村 繩地村 新須郷村 宇土金村 椎原村 加増野村 相玉村 堀之内村 河内村

青野村 加茂村 長津呂村 下田町 濱田村 梨子本村 小鍋村 湯ヶ野村 下佐ヶ野村 澤田村 田中村 濱高村 見野村 北野澤村 茅原野村 本須郷村 箕作村 北湯ヶ野村 横川村 荒増村 落合村 立野村

蓮臺寺村 中取村 稻取村 片瀬村 石井村 奈良本村 池本村 荻戸村 富戸村 川奈村 和田村 岡原村 松原村 宇佐美村 初嶋村 上多賀村 輕井澤村 丹那村 平井村 上澤村 笹原村 市野山村

大澤村 白濱村 白田村 澤田村 大河村 赤澤村 十足村 吉田村 八幡野村 新井村 竹之内村 鎌田村 湯川村 網代村 下多賀村 熱海村 畑代村 田代村 桑原村 山中村 三ツ屋村 川原谷村

三津覺村 重寺村 重須村 河内村 平澤村 古宇村 久料村 井田村 小土肥村 土肥村 八木澤村 宇久須村 安良里村

小海村 長濱村 木負村 久連村 立保村 足保村 江梨村 戸田村 船山村 大窪村 小下田村 井田子村 田子村

三二一  
〔表紙〕  
享保七年  
豆州一國順之覺  
寅九月

一色村 加殿村 櫻田村 建久寺村 船田村 大澤村 小杉原村 南郷村 宮内村 道部村 石部村 岩浦村 子浦村 一色村 地石村 下小野村 毛倉野村 二條村 大瀬村 手石村 青市村 吉佐美村

大澤〔里〕村 江奈村 中田村 吉輪村 嶺代村 池伏村 明倉村 伏倉村 松崎村 山科村 雲見村 伊良村 妻良村 蝶野村 上小野村 岩殿村 加納村 入間村 下流村 湊牛村 田加茂村



壹町田村 德倉村 澤地村 谷田村 竹倉村 多呂村 中嶋村 間宮村 大土肥村 柏谷村 名古屋村 多田村 山木村 土手和田村 内中村 中條村 四日町村 安久村 本長伏村 下松本村 八反畑村 青木村

伊豆野村 幸原村 三嶋町 中門村 御門村 北澤村 梅名村 大場村 仁田村 畑毛村 長崎村 瀧山村 金谷村 中條村 南家村 寺家村 原木村 新長伏村 上松本村 平田村 鶴喰村 新谷村

堀之内村 御蘭村 肥田村 南江間村 古奈村 花坂村 天野村 大澤村 熊坂村 上修善寺村 大平村 青羽根村 本柿木村 上船原村 門野原村 湯ヶ嶋村 矢熊村 佐野村 加殿村 兩小川村 宮ノ上村

玉川村 塚本村 北江間村 堀之上村 長岡村 小坂村 神益村 堀切村 瓜生野村 下同村 松ヶ瀬村 月ヶ瀬村 大平柿木村 下同村 吉奈村 市山村 田澤村 雲金村 日向村 日代村 兩梅木村 戶倉野村

姫野湯村 貴竹坊村 地藏堂村 管引村 柳瀬村 冷川村 城川村 上白岩村 神和田村 柏久保村 牧ノ郷村 田原野村 下畑村 吉田村 中嶋村 筏場村 原保村 中原戸村 德永村 八幡村 關野村 下白岩村 年川村 大野村 浮橋村 三福澤村 大仁村

深澤二明神國中勸化

御廻狀壹通

豆州田方郡田中深澤二明神社堂及大破候付神主西嶋民部國中相對○先例ヲ以今度寺社奉行所ニ相願候處、

願之通被<sub>レ</sub>仰渡<sub>レ</sub>候ニ付村々爲<sub>レ</sub>勸化ニ神主相廻<sub>レ</sub>申候間、先例之通り志澤方勸化可有<sub>レ</sub>之、依<sub>レ</sub>之前之通此廻狀民部江遣<sub>レ</sub>之者也  
寅十月

伊豆國 江川太郎左衛門 河原清兵衛

二四二

乙享保拾年

長濱村濱方立會改帳

巳正月吉日

拾三枚

十五日

津元 庄介

一小齋四拾五本

鑑壹ノ付三十八本かへ

大綱舟方 三人衆方 濱丸 高



代  
右之通立會相改候處、相違無御座候、已上

四月廿一日

覺

金壹兩<sup>二</sup>付五十四本九分<sup>か</sup>へ  
一めし<sup>か</sup>濱丸貳百貳拾八本  
内四本  
八本  
十貳本  
十五本  
六本  
四本  
(以下略)

増田長四郎  
中嶋平七  
白井忠藏  
名主 四郎左衛門  
津元  
平兵衛  
五郎左衛門方  
大網舟方  
海酒手  
網方 網  
津元 網  
ミ 網  
魚 濱

三〇二

享保十四年  
薪魚獵分一もや木運上取立帳  
西三月  
寛政十一年未十二月寫  
長濱附

二月分  
一拾五本  
此拾分一壹本五分  
代永百拾貳文七分八厘  
平均兩拾三本三分<sup>か</sup>へ  
重寺村  
釣 鮪

二月分  
一立山木三百四拾把  
此拾分一三拾七把八分  
代永六拾文  
但金壹兩六百三拾把<sup>か</sup>へ  
一小立山木千九百九拾八把  
此拾分一貳百貳拾貳把

代永貳百九拾六文  
但金壹兩七百五拾把<sup>か</sup>へ  
一松壹才四百三拾五本  
此拾分一四拾八本三分  
代永三拾五文七分七厘  
(以下略)  
但金壹兩千三百五拾本<sup>か</sup>へ

四二六

寶曆貳年  
四ヶ村寄合大鮪濱帳  
津元  
申正月晦日  
長濱村  
四郎左衛門

い 壹本 八尺  
代金三分六匁五分  
ろ 壹本 三津 吉兵衛  
代金壹匁壹分五匁 九尺五寸  
三津 吉兵衛

は 壹本 九尺五寸  
代金壹兩拾壹匁五分  
こ  
代金壹兩壹分六匁  
ほ 壹本 小海 喜兵衛  
代金壹兩貳分三匁 九尺五寸  
へ 壹本 小海 久五郎  
代金三分壹匁 八尺五寸  
と 壹本 重須 平兵衛  
代金壹兩貳匁 九尺

ち 壹本 小海 久五郎  
代金三分貳匁 八尺五寸  
り 壹本 長濱 又左衛門  
代金三分三匁 九尺  
重須 平兵衛



四九二

寶曆九年

長濱村

舖代金メ出シ請取帳

卯四月日

津元 四郎左衛門

一舖貳拾八本

長濱村

忠兵衛

代金六兩ト永四拾壹文六分六厘

内

永貳百壹文三分六厘

酒て引

殘金五兩三分ト

錢四百六文

四月廿四日取

一四拾貳本札

長濱

庄右衛門  
長五郎  
傳右衛門

代金九兩ト永九拾四文貳分七厘

内

永三百拾三文壹分壹厘

酒て引

殘金八兩三分ト永三拾壹文壹分六厘

四月廿四日請取

此錢百三拾九文

一舖八拾八本

重寺

久左衛門

代金貳拾五兩ト永廿貳文貳分五厘

内

永八百三拾三文九分九厘

酒て引

殘

金貳拾四兩ト永百八拾八文貳分六厘

此錢八百四拾六文

(以下略)

五七三

(表紙)

明和六年

長濱村

立獵水揚帳

丑正月吉日

津本 要助

覺

一御上金羽錢

錢百五拾六文

殘り 請取

八月三日  
丑三月十八日

夫忠兵衛

高百三拾五本割ル

兩ニ八本かへ

丸百七拾五本

内

小脇大 網舟方  
五郎左衛門

獅子濱村

善兵衛

天めじか

五本

壹本

壹本

壹本

五本

貳本

六本

貳本

ノ貳拾三本

殘百五拾貳本

代八拾五ノ五百文

三月廿六日

津本

要

助

高拾八本

兩ニ拾本五分かへ

(以下略)

網代法 舟次方  
四郎

獅子濱

割 與兵衛

五七七

(表紙)

明和六年

罾賣附込帳

丑卯月吉日

四月五日宮度五郎左衛門方

與兵衛廻

ノ七拾本かへ

一罾五拾九本

代八百四拾壹文

内

殘 貳百廿四文

六百拾七文

網度代



五日 七拾本かへ 一四拾五本 代貳百拾四文	丸塚分 佐右衛門
同 一貳本 代廿八文	丸塚分 與兵衛
六日宮度四郎次方 七拾本かへ 一七拾六本 代壹ノ八拾貳文	佐右衛門
六日 一壹本 代拾四文	太左衛門
六日宮度四郎次方 七拾三本かへ 一八拾四本 代貳ノ五百拾九文	佐右衛門
一貳本 代貳拾六文 (以下略)	文藏
五七八	明和六年 長濱村
八月十六日宮度大網舟方 五ノかへ 一うるめ四樽 代貳貫文	大屋組
八月廿三日網代大網舟方 五ノ八百かへ 一儲拾貳樽 代六ノ九百五拾八文	大屋組
同 五ノかへ 一とろ貳分 代百拾貳文	同所 同組
同 五ノ五百かへ 一儲壹樽五分 代八百廿四文	重須網戸手取 同組
九ノ八百九拾四文	

内 貳ノ貳百五拾文 五百四拾六文 ノ貳ノ七百九拾六文 残而 七ノ百文 内 貳百五拾文 八拾八文 (以下略)	網戸代 口錢引
五九二	酒 酒 て て
明和八年 長濱村	
卯年大網舟方 三人衆方 網船御拜借割合帳 五月 名主 要助	
卯五月大網舟方 三人衆方 網舟御拜借 一金拾兩也	五ヶ年賦
内 金貳兩貳分也 金貳兩貳分也 金五兩也 ノ拾兩也 内 一金貳兩也 内 金貳分也 金貳分也 十二月十五日出ス 金壹兩也 (以下略)	平右衛門 治部左衛門 要助 安永六酉年 可納分 平右衛門 可納分 治部左衛門 可納分 四郎左衛門 可納分
六一五	
安永貳年 長濱村	
萬網戸代割合帳 巳三月日	大川要輔



三月廿九日分  
一壹ノ九百拾五文

三月廿八日  
一六六〇

廿九日  
一四百五拾文

壬三月一日小脇  
一百文

三月一日宮度  
一四百五拾文

ノ三ノ五百拾五文

六百五拾文

残而  
貳ノ八百六拾五文

拾貳文

五拾貳文

(以下略)

大網舟方

重須分

いか代

神酒

六七〇

安永八年

二ヶ村寄會鯨子濱帳

亥十月八日

高千五百八拾貳本

兩ニ五拾八本替

一濱丸貳千七百本

百本

八本

貳本

拾四本

壹本

三拾壹本

三本

廿五本

長濱村

津元 四郎左衛門

嘉七

津元 鯨

たや

札生 酢

七艘 船

三島 魚

初五 船

取五 船

浮六 船

番乘 三艘

納代

拾本

是ハ御目附様ノ被レ下候

ノ百九十四本

残而貳千五百六本

代永四拾三貫貳百六文八分九リ

(以下略)

平右衛門 治郎  
小治郎 八郎  
常治 五郎  
伊兵衛 八郎

七四四

天明六年

鯛網組并網戸代割帳

午十月吉日

大川四郎左衛門

午閏十月八日

小澤五郎左衛門方治部左衛門廻リ

一鯛拾樽

代拾貳貫五百文

三貫百廿五文

大網舟方組

網戸代

残リ 九貫三百七拾五文

内 八百三拾貳文

残リ 八貫五百四拾三文

内 拾貳文

三百廿壹文

百文

五十文

ノ四百八拾三文

残リ 八貫六拾文

内 貳貫六百八拾六文

五貫三百七拾貳文

内 貳百文

三百六十四文

口錢引

神代

酒代

今日酒

手間

先年 重寺買不足  
網修覆入用



七九二

寛政四年  
伊豆國君澤郡長濱村入用帳  
子正月

一京壹貫貳百文  
是ハ去亥年中諸帳面用紙筆墨代  
一京拾貫文  
此米五表也  
一京三貫四百九拾壹文  
此錢四貫八百文  
一京拾三貫五百拾九文  
是ハ去亥年中加助懸り御廻狀持送り田畑猪鹿矢來  
山と勸化こせ座頭諸事賄入用  
合京貳拾八貫貳百拾文  
此割  
高四拾三石五斗三升七合  
京拾壹貫貳百八拾四文  
高役四分

八三三

棟貳拾六軒四分  
京拾六貫九百貳拾六文  
但高壹石二付  
京貳百五拾九文壹分  
棟役六分  
〔以下略〕  
〔表紙〕  
享和二戌年十二月扣亥正月上扣  
享和元年  
夫食貯書上帳  
西十二月  
豆州君澤郡長濱村  
長濱村

回糶壹斗五升六合  
此小前  
一糶三合  
一糶三合  
一糶三合  
一糶三合  
一糶三合  
一糶三合  
宇兵衛(印)  
嘉右衛門(印)  
由左衛門(印)  
久七(印)  
兵左衛門(印)  
仁平次(印)

八四五

文化三年  
立漁御分一改帳  
寅正月吉日  
津元  
小文治  
長濱村

一濱丸三拾貳本  
内  
拾四本四分  
残  
拾七本六分  
内  
貳本六分四厘  
残  
拾四本九分六厘  
此御三分一四本九分九厘  
代永貳百三拾七文六分貳厘  
但兩貳拾壹本かへ  
寅四月四日  
津本  
治部左衛門

八四六

一濱丸六拾九本  
内  
三拾壹本五厘  
残  
三拾七本九分五厘  
内  
五本六分九厘  
網代三人衆方  
小めしか  
水引  
拾五引

三拾貳本貳分六厘  
此御三分一拾本七分五厘  
代永四百七拾七文七分八厘  
但兩貳拾貳本かへ  
四月八日  
津元  
一平次  
〔以下略〕



八五一

文化三年

鮭買入鹽切覺帳

寅六月吉日

大川氏

六月廿日

網代三人衆方  
法船方

ノ八拾本かへ

一 鮭三千本

代三拾七貫五百文

兩廿〇〇かへ

一 鹽拾六表半

代四貫三百拾四文

一 八本

代百文

一 三十六本

代四百五拾文

一 拾本

長右衛門

仁左衛門

文右衛門

代百廿四文

一 六本

代七拾貳文

一 貳本

代廿四文

一 拾五本

代百七拾貳文

一 拾貳本

代百五拾文

ノ壹ノ文  
此魚計八拾本

此魚計八拾本

一 百文

一 百廿四文

一 百廿四文

(以下略)

治兵衛

與惣左衛門

勘兵衛

善七

源次

仁平次

勘兵衛

八五三

文化三年

鹽惣た仕上仕切勘定帳

寅十二月

六月廿日分  
ノ八拾本かへ

一 鮭三百本

代三拾七貫五百文

兩廿六表かへ

一 鹽拾六表半かへ

代四貫三百拾四文

ノ八拾本かへ

一 鮭八拾本

代壹貫文

一 壹貫廿四文

六月廿一日  
ノ八拾本かへ

一 鮭貳千本

代貳拾五貫文

小預り

やとの賃

同直段  
一百拾六本

代壹貫四百五拾文

同  
一 鹽拾壹表半

代四貫四百廿三文

一 四百八文

ノ八拾本かへ

一 鮭七百八拾五本

代九貫八百拾貳文

一 鹽五表

代壹貫九百廿三文

一 鮭拾貳本

代百五十文

(以下略)

小預り

やとの

小預り

八九七

文政五年

大 鮪 水 揚 濱 帳

午二月十二日

津元

小文治



<p>一濱丸九拾三本 内 貳本</p> <p>一い七尺八寸 ろ九尺五寸 は壹丈五寸 に壹丈貳寸 代金壹兩貳分貳朱ト 貳匁貳分</p> <p>一ほ九尺 へ九尺貳寸 と七尺 ち九尺六寸 代金壹兩貳步貳朱也</p> <p>一り壹丈五寸 ぬ九尺六寸 る壹丈 を七尺貳寸 代金貳兩ト 壹匁也</p> <p>津元揚 仙次郎 勘右衛門</p> <p>沼津 千次郎 宿同人</p> <p>沼津 千次郎 宿同人</p>	<p>一わ九尺五寸 か九尺五寸 よ九尺五寸 た九尺五寸 代金壹兩三步ト 七匁也</p> <p>沼津 千次郎 宿同人</p>
<p>四月十四日 小脇法船方</p> <p>一貳百四拾壹本 代永四拾八貫貳百文 但兩五本かへ</p> <p>同日 一三拾本 代永五ノ八百八拾貳文三分 但兩五本壹分かへ</p> <p>二口 ノ永五拾四ノ八拾貳文三分 此御分一永八貫四百貳拾六文 四月廿一日</p> <p>小脇四郎治方</p> <p>一四拾七本 此御分一七本三分貳厘 代永七百三十貳文 但兩拾本かへ</p> <p>四月廿九日 網代大網舟方 三人衆方</p> <p>一百九本 代永拾八貫百六十六文七分 但兩六本かへ</p> <p>天めじか</p> <p>同</p> <p>天めじか</p> <p>中めじか</p>	<p>廿九日立晦日捕 一三百七拾九本 (以下略)</p> <p>九〇八</p> <p>文政九年 立漁濱丸覺帳 戊正月吉日 津本 小文治</p> <p>天めじか</p>
<p>四月十三日 小澤大網舟方 三人衆方</p> <p>一百本 此御分一拾五本五分八リ 代永壹ノ五百廿七文五分 但兩拾本貳分かへ</p> <p>中めじか</p>	<p>九〇七</p> <p>文政九年 立漁御分一納帳 戊正月吉日 津本小文治</p> <p>長濱村</p>

<p>四月十二日 小澤大網舟方 三人衆方</p> <p>高百本 兩拾本貳分かへ 丸百拾八本 外四本 同貳本 同八本 内 五本</p> <p>中めじか 初大 尾瀬 子共 津元</p> <p>網配 舟 繪</p>	<p>四月十二日 小澤大網舟方 三人衆方</p> <p>高百本 兩拾本貳分かへ 丸百拾八本 外四本 同貳本 同八本 内 五本</p> <p>中めじか 初大 尾瀬 子共 津元</p> <p>網配 舟 繪</p>
<p>四月十四日 小脇法船方</p> <p>一貳百四拾壹本 代永四拾八貫貳百文 但兩五本かへ</p> <p>同日 一三拾本 代永五ノ八百八拾貳文三分 但兩五本壹分かへ</p> <p>二口 ノ永五拾四ノ八拾貳文三分 此御分一永八貫四百貳拾六文 四月廿一日</p> <p>小脇四郎治方</p> <p>一四拾七本 此御分一七本三分貳厘 代永七百三十貳文 但兩拾本かへ</p> <p>四月廿九日 網代大網舟方 三人衆方</p> <p>一百九本 代永拾八貫百六十六文七分 但兩六本かへ</p> <p>天めじか</p> <p>同</p> <p>天めじか</p> <p>中めじか</p>	<p>廿九日立晦日捕 一三百七拾九本 (以下略)</p> <p>九〇八</p> <p>文政九年 立漁濱丸覺帳 戊正月吉日 津本 小文治</p> <p>天めじか</p>



殘而  
百拾三本

代七拾五ノ三百卅三文

内  
四ノ三百文

貳ノ百三十文

壹ノ文

六百八拾文

殘而  
六十七ノ貳百廿三文

内  
〇ノ三百八拾七文

四月十四日

高貳百四十壹本

兩五本かへ

丸貳百八本

(以下略)

小脇法船方

御分一

(若忠とも者)  
網子 繪  
取舟 四  
夫斗

大めじか

九〇九

文政九年

成年立漁徳分扣  
正月吉日

四月十三日

〇小澤大網舟方  
三人衆方

ノ總三拾壹ノ九百三拾三文

此金四兩貳分貳朱ト

錢四百七十九文

内

拾壹ノ貳百八十四文

さし引  
金三兩ト

貳百四十三文

内

(五百拾三文  
壹ノ廿六文  
六ノ八百文)

(御分一)  
寺神

い内  
わひ  
るす

ノ拾七ノ三百三十九文

内  
(四ノ三百三十四文  
貳ノ百九十六文  
四百五十九文  
ノ七ノ八十九文)

四月廿一日

〇小脇四郎治方

ノ拾七ノ百七拾三文

此金貳兩貳分ト

内  
百七十文

五ノ四百拾壹文

此金

さし引  
金壹兩貳分ト

壹ノ五百五十八文

(以下略)

△大網舟半帖  
網舟

(御分一)  
寺神

九六四

天保九年

立漁濱丸帳

戊正月吉日

戊三月廿六日

長濱村

津本

四郎左衛門

網代  
四法  
四郎左衛門  
次方廻

丸六本

壹本ニ付三ノ

外壹本

同壹本

同小壹本

(以下略)

津元  
網子 繪  
配 繪



1008

嘉永元戊申年七月八日立八月十四日割  
〔表紙〕  
貳ヶ村寄合鯨子大割帳  
津元  
四郎左衛門

嘉永元申年七月八日立  
三拾本  
貳拾本  
拾本  
五本  
一濱丸四拾四本  
兩ニ拾五本かへ  
代永貳貫九百卅三文三分  
一同五百七拾八本  
兩ニ廿本かへ  
代永廿八貫九百文  
一同八拾四本  
兩ニ三拾本かへ  
代永貳貫八百文  
津元分一  
網子繪  
大はつほ  
定番夫人  
大 經  
同 中  
同 小

鯛網戸代ハ他村ハ三ヶ一、村ハ四ヶ一取  
網戸代之内何れも網子エ四ヶ一割遣ス  
大網船方ハ本廻リニ不拘治兵衛エ四分一分八ヶ一割渡す  
法船方四分一廻リ之節ハ與兵衛エ四ヶ一割渡ス外廻リハ不  
割渡ス  
右何れも網子エ四ヶ一割遣し残り之分右割合也

南組  
正月廿五日 重須網戸洞  
一鯛廿樽 壹ノ貳百文  
二月廿八日 重須網戸  
一鯛拾貳樽 代廿四ノ文 寄 瀬  
九ノ文  
代拾ノ八百文  
三月廿二日 重須網戸  
一鯛拾八樽 拾ノ文 ら  
代拾八ノ文  
〔以下略〕

代三口  
ノ永三拾四貫六百卅三文三分  
此鑑

貳百貳拾五貫百拾六文  
内  
四貫五百文  
貳貫文  
壹貫文  
右者三久保〇〇付も無之ニ付前格ノ余分ニ遣申候  
残  
貳百拾七貫六百拾六文  
内  
壹貫五百文  
〔以下略〕  
五取  
艘舟  
貳掛  
内兩手  
寄網  
當網  
長濱村  
間村

10115  
〔表紙〕  
嘉永四年 長濱村  
鯛網組并網度代割渡シ帳  
亥四月吉日 大川氏

10112  
〔表紙〕  
文久二年 長濱村  
來亥年大網小繩仕入帳  
戌十二月吉日 津本四郎左衛門

四郎治方  
一小繩貳万千尋 但し四文かへ  
代五ノ貳百四十八文  
一いや綱三百四拾尋 但し壹尋五文ツ、  
代壹ノ七百文  
一引綱六反  
代三ノかへ  
一小丈いや綱三拾九尋  
代貳百三文  
一三ツ目  
代三百文  
ノ錢拾ノ四百五拾壹文  
十二月廿八日渡



附 録  
参 考  
考 篇

五郎左衛門方

一小繩

代

一いや綱

代

一引綱

代

一小文いや綱

代

一三ツ目

代

メ錢三メ八百六十文

十二月廿八日渡

〔以下略〕

八文不足

一一三六

〔表紙〕

明治九年ヨリ十二年迄

濱丸勘定

大川四郎左衛門

明治九年

五月十二日

一丸八拾本

壹圓ニ付六本かへ

メ代百貳拾六メ九百八拾文

五月十四日

小脇法船方

丸貳百五本

〔朱書〕  
一付壹メ三百八十文かへ

メ代金貳百八拾貳メ九百文

五月十四日

あじろ四郎治方

丸貳百六十本

一付壹メ三百八十文かへ

メ代金三百六十壹メ

五百六十文

丸八十五本

一付壹メ三百八十文かへ

メ代金百十七メ三百文

〔以下略〕

小澤大網舟方

め

じ

小脇四郎治方

めじか

めじ

めじ



天保伊豆紀行 木村又助記

静岡縣立委文庫藏書。河内山藥園見分のため出張し長濱村四郎左衛門方に宿泊、偶々漁撈の實際を目撃した。

### 祭魚洞文庫文書

本書既載の文書とは、その入手経路を異にして祭魚洞文庫（澁澤家内）の所蔵に歸した内浦關係の文書。

### 静岡縣史料（第一輯）

昭和七年三月二十五日發行。内浦關係の文書四通を茲に引用した。

### 静岡縣水産誌（卷四） 高橋與策著

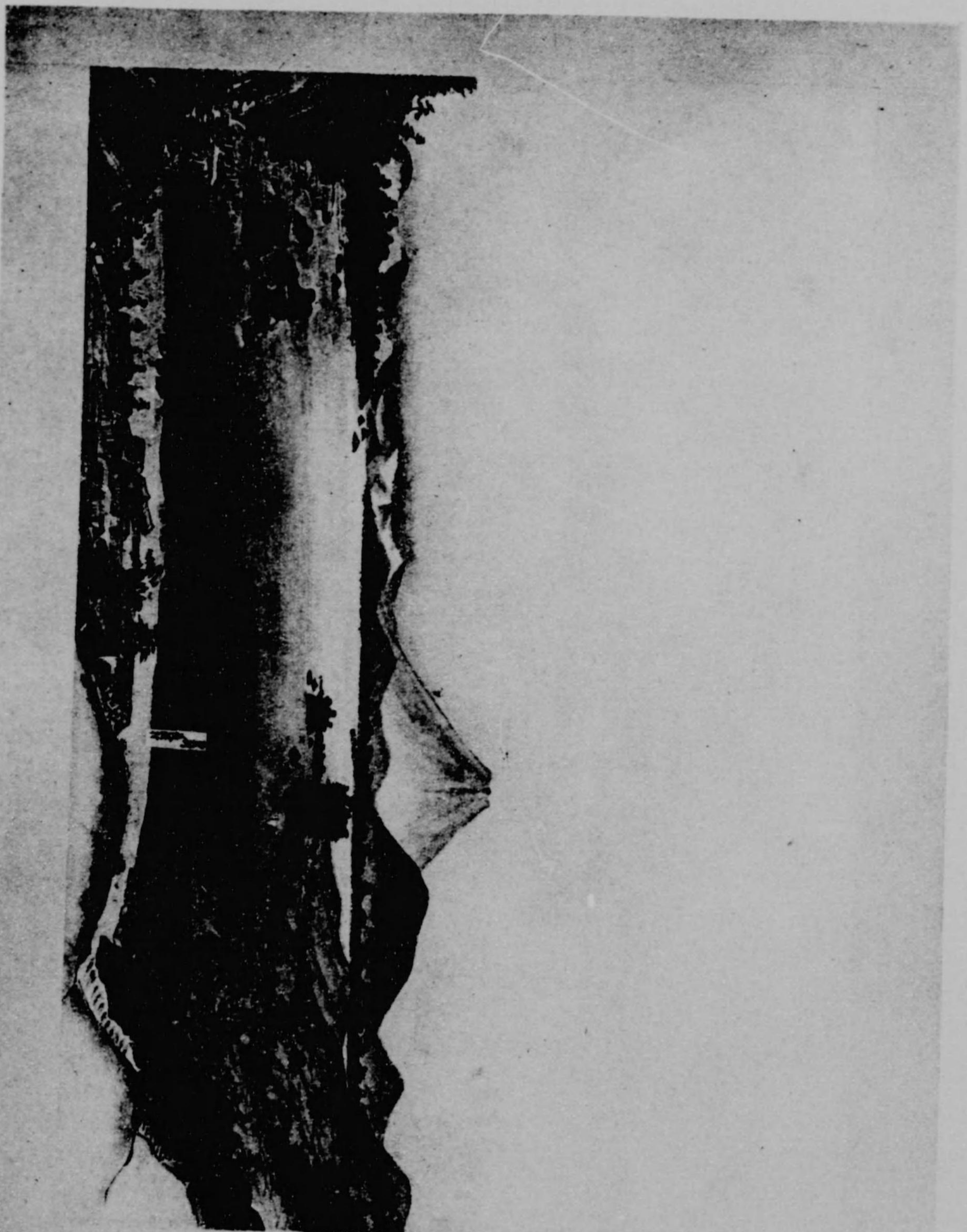
明治二十七年六月三十日、静岡縣漁業組合取締所發行。内浦漁業に關し參考すべき部分を茲に引用した。

〔附記〕 伊豆紀行・静岡縣史料・静岡縣水産誌の所藏者・發行者に對して謝意を表す。

第二十四圖（長濱村鳥瞰圖）

三長濱村、景 柳林守大場即左衛門住也

静岡縣立委文庫所藏書帖「九十五年前ノ伊豆」ヨリ





〔天保伊豆紀行 木村又助〕

天保三辰年八月のすゑつかた奥詰御醫師並滋江長伯の御預り有る御藥園向を改正せよとの命下りて同し御藥園へしらく出役致し居ける御先手森山安藝守組の與力田嶋良助といへるものを手傳にいたし候やうにとの事にて江戸番町巢鴨邊其外所々に御預りの御藥園ありぬれと先伊豆國君澤郡河内村の續に樟腦製に成る樟木の御林あり又武藏なる新座郡の内に御藥園のありけれハ此二ヶ所を先に見分して參れとの御事にて支配なる小柳新次郎高橋佐兵衛渡美兵五郎の三人を手傳にいたし度の旨申上けれハ早東に申上候通心得、遠國へも右の三人田嶋良助をも召つれ參れとの御事にて右の面へも支度等の事とも申傳ぬ、豆州へ參り歸路の節熱海通り根府川、夫より相忍なる江の嶋鎌倉金澤へ廻り度の段願ひけるに是も其通りに濟て一統に支度も調ひぬれハ九月の廿七日に江戸表を出立の積り申上けれハ同し廿六日に 御城奥の新部屋といふ處にて御側御用御取次水野美濃守殿御通詞にて時服貳つ御羽織を添て下され田嶋良助配下の三人へも夫々に御金を被下其上道中御傳馬の 御朱印御證文も被下良助初へも御證文被下けるゆへ直に相渡ぬ〔中略〕

神無月朔日に成り曉まで小雨なりしか程なく止て五時頃より空も晴れたる頃に三嶋宿を出立して右手の方横道へ入りて田の畔道杯行程に豆州葦山の御代官江川太郎左衛門方へ參りたり手代杯出迎ひ玄關より座敷へ通りけるに住居向も廣く直に太郎左衛門父子とも出て久々の面會を歡ひ懇意に咄し此度樟木御林見分の事とも申述、旅宿の事も長濱村にて一統に濟し度、昨夜四郎左衛門へ申付たる事をも談けるに左やう成りても宜敷、其積りに申付へしと申ぬ御林の内も雜木の生茂りける由、是ハ伐り透しの事も伺も濟、御林境の榜示杭も朽損しの由、此度打かへさせ可申、其節は御配下の出役も有るやうに申談ぬ晝飯酒杯出し念頃には取はやし有る兼て用意の菓子折錦繪杯土産に出したり庭も餘程廣く多分池にて蓮の一圓に生し居たり残らず白蓮にて往古よりの蓮池の由、盛りにハ見事なるらんと思ひぬ此構の内には能き竹藪の有りに花活杯に伐りて世に珍重する由兼て承りけるゆへ尋たるに一鉢の節合も伸て宜竹にて以前より所々へ懇望に任せ伐りてハ遣しけるが今ハ藪殊の外おとろへ竹も至而細く數少になりたるゆへ三四年前より懇望のものへも斷り竹一本も伐らぬよし此上四五年も立なハ藪も直るへきよし構の内所々に竹藪も有るなれとも外の藪は一通りの竹の由、其外此邊竹



の多き所にて百性の構杯も都て竹を割、網代とかいふものに組ミ垣根になしたり太郎左衛門の家作ハ至て古きむかしの普請の由、其内にて臺所ハ殊更往古の柱立の儘のよし概にてあるらん根張りの有るを其儘に遣ひたるものあり餘程廣く此處の棟に日蓮上人自筆の棟札ある由、火難除の由、上覆を紙にて包あり定めて本書ハ納めありて其印斗りと見ゆ信心の輩は其寫を願ひけれハいたゝかせける由、召連たる者の内にも宗旨の者ハ請たる由、午時頃にも成りたるゆへ暇乞して立出、是ハハ田畑斗或ハ山道にて所々山の中ふく石を切出したる跡見ゆ鴛籠も通り兼るゆへ多少歩行致す山田もあり所々に萱杯にて圍ひたる小屋あり承りける處に此節稻の實のりたるゆへ山より猪の出で殊の外にあらしける由、夫ゆへ夕方より鐵炮打もの此小屋に入り居て打留めける由、田の内に三四間程ツ、稻の刈て穂の無き處あり是猪の参りて穂を食たる跡の由申ける山道を行程に夕七時頃に君澤郡長濱村四郎左衛門方へ着ぬ江川太郎左衛門の手代中村清八と申もの附添來り旅宿の世話いたしたり四郎左衛門宅ハ海邊にて往來端にて高サ壹丈程に石垣にて其上に長屋門左右に物置環繞き建て玄關やうの處ありて其次に拾六疊の次の間有る襖四枚建ありて其内拾貳疊の座敷なり床の間、違棚もあり

此座敷を我等の居間にいたし次の間を長持其外差置、中小性共の居る處と定む座敷は南西向にて着座いたし居ても海を一圓に見晴らし正面より少し西の方に富士山あり高山見へて至て景色の能き座敷なり横手の處、襖開けハ納戸あり夫より湯殿杯へ椽傳へにて参り臺所家内のものの居間へも續きたる様子にて餘程廣き住居、往古より草創の家筋、當時ハ名主も先斷り居る由、濱獵も株式多く持居る由、田嶋良助旅宿ハは構内にて八九間も隔り居、以前樟腦製し候處、配下三人ハ裏手の方放れたる住居ありて此處を明て旅宿とす右にて四郎左衛門持之處にて旅宿も濟、至極都合も宜敷、四郎左衛門并村役人、河内村よりも村役人共、壹里餘も出迎に來り附添來る是ハハしらく逗留もいたし居る事ゆへ朝夕の賄ひ一汁一菜にて所有合の品にて取賄ひ候やう家來下と迄も不束の義無きやうにきひしく申渡置たれとも若哉不作法の事共有らハ早と申聞吳候様に四郎左衛門へ申渡候様、良助并支配之者三人へも申渡す同所へ無滞今夕着の義を 官への御届、夫々へ注進の書狀宅へも道中無滞事共書狀認、良助初宅への書狀、一まとむにして假の狀箱へ入、江戸表木村鎗藏宛にて宿次を以、差出し候様、當所名主へ相渡させたり酉の中刻出の帳面添書したり近村の名主とも到着の祝義に來

たり此邊ハ獵業斗ゆへ逗留中も獵業杯ハ平日の通りにいたし所の迷惑にならぬやうに情々申付候やう居風呂も日々に及す二三日目にて宜旨、其外子供杯も有る様子ゆへ是又構なく平日の通り遊せ候やう杯いさるに申付させぬ此濱は春三月より九月晦日迄鰯獵斗にて外の獵ハ致さす十月よりハ鰯の寄り折ゆへ鯛釣りに出候由、是ハ冬の内の獵にて格別の事なく冬にても氣候に寄り鰯の寄り有る時ハ直に獵船出し候由、此邊の山々に魚見槽建てあり、たへず番人の居て鰯の寄りを見張り居る由、魚の寄り能く見ゆるよし鰯寄り有ると其やくらの上にて聲立る由、其聲にていつれの持の場所へ寄りありと其濱より獵船出る事にて外の持場所へハ決て出ぬ事の掟、能く取り極りあるよし此處へ参り事と何か悪敷匂ひの致し四郎左衛門宅近邊も匂ひけるゆへ尋けるに鰯の腹わた杯とりて大桶へ溜有るゆへ其匂ひにて有る由、是ハ幾桶へも溜ると此近邊の山方より養ひに賣り來る由、夫ゆへ獵師の家にてハ皆溜め置よし此匂ひにハ困り程なく夕飯も出したり初てゆへ歟、焼肴杯も附て出したるか前の匂ひ頻りゆへ肴杯ハ見ゆるもいやになり持參の梅干杯にて食事をいたしける酒も出したれ共かたく斷り給不申兼て用意の菓子折と目録を添て四郎左衛門へ遣しける斯て色々良助初

相談杯する内に亥の刻過にも成りたる由ゆへ一同に休ぬ座敷前なる往來引もきらす拍子木打廻りけるゆへ染と熟眠もせず明日ハ御林の見分に行事杯手續を思ひて間もなく鶏の聲いたしけるゆへ勝手の方にて起出るを待居たり  
同じ二日空も晴ていと靜にて有る今日者調物致し樟木の御林の見分ハ明日と申談置たれとも空も晴て明日の空合もはかられす今より参いらん事を良助初めへ相談したるに御林の様子道も分らす今日ハ同人并支配の内壹人も同道にて下見分に参り申へしと申ゆへ新次郎佐兵衛同道にて朝五時より参り夕七時頃に歸り來りぬ四郎左衛門を案内に召連参りぬ御林までの道筋山道にて狭く中々鴛籠ハ通り兼いつれも步行にて参りたる由御林内も山にて殊の外嶮岨の處も有りて猪鹿杯も居候由申聞ぬ、いつれ明日ハ参るへしと申談ぬ今日午時頃水野出羽守殿の御領地駿州沼津より御使者として同所代官渡邊範左衛門といへるもの當所名主方へ先刻より参り居、此方都合次第にて罷越申へしと申越けるゆへ此方差支なきと申遣しけれハ直に参り此程旅中滞なく當村へ着の歡ひの口上、河内村へ止宿のよし右は御同人御領分の内の由、何そ用事等もあらハ無遠慮申越し候様、江戸表よりいさる申付越れ候旨、口上のよしゆ



へ直に使者へ逢、御尋の禮等申述、止宿の義も河内村の積りの由の處、夫にてハ不都合の事も有るゆへ一統に此處へ止宿の積り御代官へも申談、河内村止宿ハ相止候段申述る右河内村へ御止宿中ハ私義も相詰居、御用向も承り候様被<sub>レ</sub>申付候よしも申けるゆへ河内村止宿ハ相止、日々此處より見分に通ひ御林の義にて御用筋も出來候ハ、御代官へ掛合候事ゆへ右止宿相止候間、同村へ御詰切にも及申間敷哉、若何そ用事出來候ハ、名主村役人へ申談へくと申候へ者全河内村へ御止宿の事ゆへ相詰候義、此處へ御止宿に候ハ、領分違の義ゆへ先歸村致へく御用もあらハ早と申越し候様、此所へ沼津へハ海上三里にて直に出府いたし可<sub>レ</sub>申由、申歸りける直に同人の旅宿名主方へ挨拶に家來遣たり今日者此處に泊り明朝船にて歸り候由、咄したる由、程なく湯も能きよし申けるゆへ入湯して夜食も出しぬ、とかくに肴斗色々にいたし三度とも出したり肴も鯛鱈斗にて外の魚ハなく是にハ〇<sub>（兩カ）</sub>り候へとも野菜物ハ一向になく好ミけると餘義なく沼津邊へ取に遣しける由ゆへに好ミもならず只と持參の梅干杯にて食事も致しける、また實入りもやらぬ大根近邊の畑に作りありたるゆへ是をハ折と好ミける豆腐も出したれとも至而かたく何歟惡敷香ありて風味宜しからず青き物ハ大根の葉より

外にハ見す止宿中三度の食事に鰯の放れたる事なく、さし身或ハ焼て出し、ある朝猪口に白きあへもの附て出しけるゆへ珍敷、何ならんと箸附見れハやはりまくるのあへものにて笑ぬ鯛も色々にして出したれとも是も仕立方も宜しからず其上何となく匂ひの移りたるゆへ給兼て只と止宿中持參の品にて茶漬斗給たるゆへ後ニハ宿にても不審に思ひけるよし良助はしめ支配のもの三人下にてハ猶更の事日々の鰯にあきもせず給ける由、魚は尤あたらしく格別の風味の由咄たり鰯鯛の外ハ別の魚ハ無き由にて一度も膳に附たることなし是ハ取るにも網杯も違ひけるゆへ歟  
同三日朝はやく起たるに空曇り程なく小雨の降り出したるゆへ御林の見分に參る事も止、調物杯致す  
同四日空も晴ていと靜にて有る五時前に長濱村を出て御林見分に參る重須村木負村杯いへる濱邊の村々を通り山道へ懸りたるに道筋細く坂はけしけれハ中々に駕籠も通らすいづれも歩行にて杖にす<sub>（が）</sub>行てハ少しの平地あれハ持參の床几出させ休ぬ此邊ハ海上を一圓に見越し、はるか向ひにハ駿州沼津の城見へて風景の所なり左右は畑にてさつまいも澤山に作りありて此節賤の男女出堀居るもあり籠にて運び居るあり此山道を日々に來る事なれたるとハ言なから老たるもの出居ぬれ

ハ嘸と草臥ならんと思ひけり畑の内に蜜柑の木、所々にありて竹杯にて回失來杯致し置たり、はや餘程色付たると見へたり此邊ハ河内村にて有る行程に大山の中程より二丈餘の瀧ありて不動尊の石垣あり至て高く松杉茂り居て薄くらし物淋しき處にて有り少し隔りて平地有り此程有りし様子にて四本柱土俵杯残り居たり不動尊の祭禮にて村のものも相撲取りたると見ゆ少し行程に南花山禪長寺といへる禪院あり餘程の大寺にて下馬札杯もありて表門の内に四間に五間程の堂あり中尊は彌陀、右の方ニ頼政の木像、法體の姿にて手に經の巻物を持て有り左の方にあやめの前の木像、是も尼躰にて同様の躰にて安置なり本堂ハ左、方少し奥之方であり、あやめの前、其昔此河内村の産れのみよし頼政打死の後、此邊にて尼になりたる也、此寺ハ松平右京大夫開基のよし既に去々年頼政の六百五十年回の供養ありたる由、大塔婆建てあり松平伊豆守松平右京亮其外よりの代香備物の書付杯あり、あやめの前の墓所にてもありやと所の百性に承りたるに何もなしといふ此寺の和尚に逢ひ承りなハ少しは分りけんと思ひたれとも御用の見分の道なれハ急きて問ひせす過ぬ松平右京大夫本性大河内にてあれハ此河内村も何そ由緒の有る事もやと思ひたり是よりハ左右に田ありて所々

に猪打小屋見へたり野道に懸りたれハ炭焼たる竈の残り居たり細き流れ幾筋となくあり山の中腹に田のありて稻の實入たるもあり田の底ハ皆石有る様子にて伸も宜しからず田ハ山の清水にて出來る由、程なく瀬戸川と申、巾貳間餘の流れあり至て清水にて底ハ石にて浅く橋もなく大きな丸石杯高く出居たるを飛ひ渡りて向ひの山へ越へたり此山樟木の御林にて字ハ伊達ヶ平と申由、五六町も行けるに、はや午時過し頃の由にて百性共藥籠へ瀬戸川の水を汲來る由にて竹にて自在と敷いへるもの拵へてあたりなる枯枝を折取てやかて焚附、持參したる薄縁をこ<sub>（が）</sub>かしこと敷、其上に休ひたり間もなくいかの茶も出來たる由ゆへ辨當を開きいづれも食事いたしける誠に珍敷山にて清水を汲、枯枝を集、茶を入れて割子をひらく事いとおもしろく風雅の事にて兼て懇意の誰かれ杯か參りたらんにハ嘸や嬉しく思ふらんと思ひけり只と行先の公事の事共思ふゆへにそこ<sub>（）</sub>に支度もいたし是よりハ烈敷難所のよし、きのふ參りたるもの申ていづれも羽織を取り頭をハ頭巾手ぬく杯にて包ミ先へ百性共三四人立て鎌にてつる草茨等を遊行、其跡をやう<sub>（）</sub>よじ登りける山の中腹に樟木の數多くあり高サ貳間餘、枝の葉張も貳間位の分も餘程あり夫ハ高サ九尺位<sub>（）</sub>或ハ五六尺位



の分、數多く至而若木にて有る段、嶮岨の處になり漸に木の根柢につらまり這ひ登りける此處、頂までハ風當つよきゆへ敷、樟木一向になく松杉斗若木なれとも茂り居たり夫より段々下り坂に成りたり此山中に面白き大石夥敷あり中々人力の及ぬ程の石斗なり長濱村より四郎左衛門も案内に參りたる敷、鐵炮を持來り是ハ此山中に猪鹿猿多く居ける由、人聲抔致しけると出る由、其用心のよし申たり然れとも今日ハ中々に御威光の難有さに恐れけるにや道筋へハ一疋も出ず、しかし召つれたる小もの抔ハ猪猿を見たりと申ける、この伊達か平と申御林山は貳萬四千坪餘なる由なれとも中々廣く夫より山續にて字山口といへる處、是も御林内にて五千坪餘有る由、此邊樟木數多く有り是も皆若木にて中々近年の内に樟腦に製すこと抔ハ覺束なく思ハれける此林へ參りける道にハ大木の樟木も四五本見懸たれとも是等は樟腦にも製しなハ出來もせんや御林内のハ皆若木ゆへ近年の御用立にハなかりかたくと思へとも態々見分にも被<sub>レ</sub>遣たる事ゆへ木の數太さ抔改めよと一木々へ繩結せたり下草雜木の生茂りたる中へハ行事もならず樟木も痛たるも多く見ゆ木數改も今日の事にハ出來ず未の刻過たる頃いつれも元の道のことに瀨戸川を打渡りて段々に戻り河内村の名主の方にて小休

いたす當所の名物のよし焼米を出したり銀包を茶代に遣し夫より朝のことく山坂道をやう／＼に申の刻過に長濱村へ歸りたり御林境の定杭もこと／＼朽損し一本残り有るゆへ打替の事を申談、御林内の雜木下草殊の外茂り居、中々樟木數も分り兼、痛ける分も餘程見へたるゆへ雜木下草刈取の事共も申談たり、いつれも殊の外草臥、我等ハ分て老たるめへ勞れ、やう／＼湯抔遣ひて休息致しける

同五日空も晴れたれける敷、俄に冷氣に成りて初て重着を致したり一躰暖國にて其内にも此長濱村は南西に海にて北東は高山斗ゆへ分て暖氣の場所なり此所にて今朝ハ冷氣なるゆへ江戸表ハさそやと思ひたり今日者きのふ見たる樟木の御林の事とも書留抔いたし御林境の榜示杭も朽たるを立直さんと杉の材にて三十本出來いつれも以前書て有る通りに寄り合て認抔致す巳の刻頃座敷より海の様子を見たるに鯛とかいへる小魚の夥敷寄りたる様子にて飛ける敷、脇なる山の魚見槽にて何か大聲を上げ呼ひたりけると前の磯の小屋より獵師共大聲出て小船へ打乗り七八艘も漕出、太き繩にて拵たる網を段々に海へ打こミ拾三四町も沖の方へ出ける敷、左右の網行合と直に亦々元の磯邊へ網を引來る様子、何敷聞馴さる高聲にて追々磯近く網を曳來ると

岡に居たるもの裸に成り網の綱を引のも有り二三尺位の棒の先へ鐵にて鍵のやう成るものを附たるを持て海へ飛入たり遠淺の様子にて腰丈ケ位格別に深くもなく見へる此網の内に大小の鯿入りて網へ當るとおとろき淺き方へ寄る由、其處を持居る鍵を打懸磯の方へ引上げる中位迄の鯿一人にて引上る由、大ハ中々一人にてハ手に入らず側より又鍵を打懸、貳人にて引上ると直に丸太切のやうなものにて頭を打てハ磯端にならべ置、又海へ入りて前のことく此人數二十人餘と見ゆ残らず鯿取り切と舟へ網をも上ける由、江戸表の海にて六人網といへる有り其大仕懸の網にて有る海へ入て鍵にて引上たるものハ別段に賃錢も遣ハさず引上たる鯿の腹わたゑらのやう成るものを遣しける由、夫を賃錢の代りにいたし大桶抔へ溜置、山方より養ひに買に來り能き直段に成る由、此時上りたる鯿、大の魚五拾本餘、中の魚七拾本餘の由、誠に少しの間に取レける直に磯端へ並たる魚の所にて大勢寄り合けるか間もなく鯿をハ船に積入、沖の方へ行たり是ハ此邊へハ江戸并駿府甲州より魚商ふもの參り居て魚取れたりと聞と直に其處へ來り夫々の獵師頭へ直段の押合する由、此日のハ駿府の商人の調ひたる由、一時も立ぬ間に人數も船も元の磯へ戻り跡は靜に成りたり春より秋迄ハ

此位の獵ハ至而少く日々鯿の何百本ツ、と申こと幾度も有る由、此春以來ハ分て獵の當りにて長濱村斗へ金千兩餘の鯿斗取レ候由、夫ゆへ外の獵ハ致さぬ由、此獵の有りたる處は旅宿より壹町餘東の方に有りたり、いつれも皆々其處へ行て見たり我等斗ハ座敷より持參の曇りたる遠目鏡にて見たり此曉にも隣村の濱にて獵の有りたる由、此邊にてハ沖ニ居ける鯿をハ大切に思ひ決して取らぬ由、是ハ沖にて鯿におわれて此處へ鯿の來る由、咄したり、かゝる大鯿を追ふ鯿ハ其大サ抔思ひやられたり夕方手打の蕎麥を出したり色黒く一箸も給られず是ハ此邊の馳走のよし下／＼者盛りかへ／＼出し一同に〇りけるよし笑しく思ひたり

同六日空晴冷氣ハいやましける田嶋良介はしめ御林の境榜示杭打ニ罷越す御代官江川太郎左衛門方へも、きのふ申遣し手代中村清八も今朝參り御林へ同道せり樟木の本數、太サ等改に遣したり夕七時過に歸り來り榜示杭も残らず打、樟木の本數も改め來れり  
同七日空晴ていつれをも召連、五時前に出て河内村の御林へ行てきのふ打たる境の榜示杭見分して午時過此前の通り瀨戸川の水にて茶を拵へ割子を聞き支度調ひ亦々こゝかしこと見分して亦も來らん事の思ひもなけれハ堅なる大石へ斗らすも今度此御林へ來る趣意抔彫



付置たらんにハ後々人の見もせんやと石工杯も手おもき事ゆへ只と心に思ひしにミにて、やかて元の道のこたく戻りたり禪長寺の椽にて休ひたり小坊主の茶を汲て来れり銀包を遺したり山坂ハ多くある由なれとも又来る事もなきことと木負村を歸りぬ此邊も海端にて山々ハ魚見のやくら幾所となくあり亦海へ淵先のやうに張出した小島、所々にあり、いづれも辨才天の安置ある夕七時過に長濱村へ歸りたり

同八日空晴て静なり御林の見分もきのふ切にて済たれハ明後十日にハ此所を出立せんことを夫へ申談し取調物いたしたり御林内雜木下草薺取冥加永何程上納せんといふもの三人ありて書付出したたり其内冥加永の多き方へ申付、上納ハ來已八月中途ニ願たる由、夫をも聞届、書付取せ置、此雜木伐取の事ハ出立前に伺も済たる事ゆへ直に申渡ける暮合頃江戸表鎗藏方々宿繼の御用狀到來いたしたり公事の義杯申來り其外替りなく召連たる人々の宿よりも書狀來り、いづれも安堵の思ひをなし兼て日數も少しの事ゆへ替りたることもなくハ互に書狀ハ取かわし間敷と申置たれとも 官よりの義にて書狀も來り其序ニ當月朔日の曉西丸下出火の事も申越ける

同九日空晴暖氣にして有る彌明朝ハこの處出立せんと

申合て宿々の泊附先觸を所の役人ともへ渡させ、いろく支度して此程よりの賄の勘定致させ木錢石代杯渡させて書付取置、有合の由にて干たる鮎を贈りたり、しらく世話に成りたるゆへ茶代別に目錄を遺し頼て調たる椎茸山葵の代料をも拂いたさせ書付取置、明朝は六時の出立の積りに申付ぬ夜に入りて態と酒を出したき由、家來まで申出たる由、兼て嚴敷斷置たれとも今晚ハ達て出度由、申けれとも兼て申通り酒ハ給不申、却而迷惑の事申斷、明朝ハ成丈ケはやく發足せんと思ふゆへ片付ものも済たるゆへ休たり何もかも不自由ハな(け)れとも只と魚の匂ひにハ日と困り持參の沈香を折と焚き凌ぎける勝手の方へも匂ひける由、女子共ハ何敷、座敷の方へあしき匂ひいたし御寺へ行たるやうの匂ひと申けるよし道中へハ沈香の類ハ持參すべき事なり宿々にも所に寄りあしき匂ひあり人足共も大勢ゆへ何となく匂ひ杯もあるゆへ駕籠の内にててもたへす焚たり邪も拂ひけんと思ひたり(後畧)

【祭魚洞文庫文書】

文政十三年

三津村

無盡帳

寅十月吉日

會主 和泉

(表紙共十七枚)

(表紙)

一此度私儀身上不如意ニ付無據各々様江御無心中、金貳拾兩無盡相企候之處、以御憐愍ニ早速御加入被成下ニ忝仕合奉存候、且無盡之儀ハ此度金拾兩也御貴申、殘金拾兩之儀ハ壹會ニ付金壹兩宛爲座金ニ落札之御方御受取、大司御口かけ都合拾壹口相定申候、猶又無盡仕法之儀ハ御連中様御立合之上聡與御定可被下候様願入候、以上

文政十三寅年十月

豆州三津村

世話人清

親司和

せわ人喜兵衛

八(印)

泉(印)

兵衛

一無盡取究之儀者年々十月廿五日急度會合相立可申候

一無盡之儀者入札ヲ取、高札之方へ相渡し可申候、質物之儀儲成ル地所山林書入、當人證人役印附之書附引替、金子相渡し可申候、利掛ケ膳附キニ御出金可被成候

一分ませ之儀、九會目迄壹割壹分五厘、十會目ヨリ利金取、但し取置之内、花金貳朱宛差出し可申候

右之通、連中立合取極仕候上ハ、警大司ニ如何様之儀有之とも利掛ケニ繼合勘定等決而仕間敷候、爲後取極連印仍如件

天保元寅十一月

一壹口 卯年半口取

一壹口 未年丸取

一壹口 掛捨

一壹口 寅年丸取

一壹口 午年丸取

一壹口 丑年丸取

一壹口 子年丸取

一七分五厘 巳年貳分五厘取  
五年半口取

金指儀右衛門(印)

關忠助(印)

大川幸助

塩谷仁右衛門(印)

松本喜兵衛(印)

星野重藏(印)

塩谷平兵衛(印)

平澤

大木徳右衛門(印)



一 半口 寅年丸取	長はま 大川四郎左衛門(印)
一 七分五厘 巳年丸取	久連村 大川五郎右衛門(印)
一 壹口 卯年半口取	平澤 山岡六兵衛(印)
卯十月 貳分五厘口取 久連 尾和瀬	山岡茂兵衛(印)
一 壹口 卯十月 七分五厘口取	伊助 武右衛門(印)
一 半口 子年丸取	小海村 大沼彦兵衛(印)
一 壹口 辰年丸取	世話人 大沼長次郎(印)
一 壹口	大原田藤右衛門(印)
十一口	大司
天保二卯十月廿五日 七分五厘口 一 永九貫八百三拾六文六毛	久連 助左衛門
落札壹割五分貳毛	武右衛門
内 永七百五拾文	彦四郎
内 永九拾三文七分五厘	座金引
指引 一 永八貫九百九拾貳文 三分壹厘	花引

錢割 六七 此金八兩三分貳朱ト 七百八拾三文	久連 伊八
十一月朔日武右衛門様ニ相渡シ申候	
貳分五厘口 一 永三貫四百四拾八文	
落札壹割四分五厘	
内 永貳百五拾文	座金引
内 永三拾壹文貳分五厘	花
残り 永三貫百六拾七文	貳厘五毛
錢割 六七 此金三兩貳朱ト 貳百七拾八文	
十一月朔日武右衛門様ニ相渡シ申候	
天保三辰十一月廿五日會 利壹割四分五毛	取主 木負村
一 永拾四文貳百三拾四文八分	同 藤右衛門
内 永壹文	座金引
内 永百貳十五文	花引
残り 永拾三貫百九文八分	
錢六八 此金拾三兩ト 七百四十五文	久連村 五郎右衛門
巳ノ十月廿五日 一 永拾貫八百六拾九文 五分六厘	

七分五厘口 壹割三分八厘	座屋引
内 永七百五拾文	花引
又同九拾三文七分五厘	
残り 永拾貫貳拾五文八分壹厘	手取
十一月廿七日不レ殘相渡ス	
同年 一 永三貫八百拾八文	平澤 德右衛門
壹分八厘	
貳分五厘口 壹割三分	座金引
内 永貳百五拾文	花引
又同三拾壹文	
貳分五厘	
残り 永三貫五百三拾六文	九分三厘 手取
錢六八割 十月廿八日金子相渡申候	夫主
午十月會 一 永拾五文九拾四文	取主 喜兵衛
三分三厘	
壹割三分貳厘五毛	座金引
内 永壹文	

殘而 永十三文九百六拾九文	花引
三分三厘	手取
午十月會 一 永十四文七百五文八分八厘	村 取主 忠助
壹割三分六厘	
内 永壹貫文	座金引
同 永百廿五文	花引
残り 金十三兩貳分ト 五百五十文	手取
十一月十六日受取	
子十月廿五日 壹割貳分六厘	小海村 平兵衛
一 永拾五文八百七拾三文壹厘	
内 金壹兩	座金
又銀貳朱	花
差引 一 金拾四兩貳分貳朱	八百五拾九文
錢七文割 十一月十日 不レ殘相渡ス	
丑ノ十月廿五日半口取 落札壹割貳分五厘	川向 榮助
一 永八貫文	



内永五百文 座料  
 又同六十貳文五分 花引  
 残りノ永七貫四百三拾七文五分  
 七一わり  
 此金七兩壹歩三朱也 手取

丑ノ十月廿五日半口取  
 落札壹割貳分三リ  
 一永八貫百三拾文  
 平澤 德右衛門

内永五百文 座料  
 又永六十貳文五分 花引  
 残りノ永七貫五百六拾七文五分  
 七一割 此金七兩貳歩壹朱ト  
 鑑三拾四文手取

寅ノ十月廿五日取極メ  
 一當會壹割貳分  
 一卯ノ會壹割壹分五リ  
 一辰ノ會利取也  
 但し關ニ而相定メ申候

寅十月廿五日  
 半口取壹割貳分  
 一永八ノ三百三拾三文三分三リ  
 長濱村 四郎左衛門  
 内永五百文 座料引  
 又六拾貳文五分 花引

残りノ永七ノ七百七拾文八分三リ  
 六八わり  
 此分七兩三分ト  
 百四拾文手取  
 仁左衛門

半口取壹割貳分  
 一同金七兩三分ト  
 百四拾文手取

卯十月廿五日  
 壹割壹分五リ半口取  
 一永八貫六百九拾五文六分五リ  
 金指樣

内永五百文 座料引  
 又同六十貳文五分 花引  
 ノ永八ノ百三拾三文壹分五リ  
 六七わり  
 此金八兩貳朱ト  
 五十貳文手取

卯十月廿五日同斷  
 一金八兩貳朱ト  
 五十貳文  
 平澤 茂兵衛  
 平澤 茂兵衛

内 永五百文 座金引  
 同六拾貳文五分 花引  
 ノ永八貫四百三拾七文五分

朱印  
 足柄  
 判所印

六七割  
 此金八兩壹歩貳朱ト  
 四百拾八文  
 村 儀右衛門(印)

内 永五百文 座金引  
 同六拾貳文五分 花引  
 ノ永八貫四百卅七文五分  
 此金八兩壹歩貳朱ト  
 四百拾八文

辰十一月三日  
 右之通不殘儲受取申候、以上

〔別紙〕  
 一金八兩貳朱ト 金指樣  
 五十貳文  
 内金三兩三分ト 寄金相渡ス  
 五十貳文  
 ノ金三兩壹分ト  
 六百五十三文 不足可ニ渡ス  
 右之通儲ニ受取申候、以上  
 卯十二月朔日 金指(印)  
 せわ人 松本勘七殿

〔表紙〕  
 〔朱印〕  
 第八百七十七號  
 第一百十九號  
 豆柄縣管下  
 外州君澤郡重寺村秋山治郎右衛門  
 外三人江相掛り漁業金割合

乍恐以書付御訴訟奉申上候

足柄縣管下  
 第四大區小四區  
 原告 豆州君澤郡重寺村 小前青木勇助外六拾人惣代 村半七  
 五十壹番屋敷田内金兵衛  
 四十五番屋敷後藤治左衛門  
 三十壹番屋敷眞野市右衛門  
 拾九番屋敷青木榮七  
 六拾八番屋敷綾部仁左衛門

一漁業金割合出入  
 被告 同村 津元秋山治郎右衛門  
 同 加藤三一郎



同 土屋平治右衛門  
同 室伏嘉七郎

右原告杉村半七田内金兵衛後藤治左衛門眞野市右衛門青木榮七綾部仁左衛門奉<sub>二</sub>申上<sub>一</sub>候、秋山治郎右衛門外三人江相掛リ御訴訟仕候事意左<sub>二</sub>奉<sub>二</sub>申上<sub>一</sub>候

一私共村方之儀者小高<sub>二</sub>而漁業一方之村方、往古<sub>二</sub>網戸八疊<sub>二</sub>相極、浮役米五拾壹俵壹斗五升御上納仕來候處、延寶年中網戸付山之内字淡嶋山<sub>二</sub>御用石切出<sub>二</sub>付請負人共規則違之儀差違候事件及<sub>二</sub>出訴<sub>一</sub>入費相嵩、追々小前及<sub>二</sub>困窮<sub>一</sub>猶元祿年中五味小左衛門様御代官之節、右浮役米拾八石之内拾貳石減穀被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>其後六石上納仕來候得共右減穀之分、小前之助成<sub>二</sub>者不<sub>二</sub>相成<sub>一</sub>、右津元四人<sub>二</sub>もの共之助成<sub>一</sub>而已相成居、然ル處、字淡嶋漁場<sub>二</sub>張立候元網與申納網百廿尋并<sub>二</sub>字嶋合與申場所江相用<sub>一</sub>と申入網與申納網、長貳百尋有<sub>レ</sub>之右貳疊共慶安年中起立以來、漁師一同割合之上、諸品買入、數年私共丹精<sub>二</sub>而仕立候得共右網江<sub>一</sub>漁事割合不<sub>レ</sub>致、一切不平之義與存候、右元網百貳拾尋張立置、是ハ貳百尋相繫き魚巻立候を末網與相唱、則津元持<sub>二</sub>候得共仕立方之儀者津元四人<sub>一</sub>もの繩買入而已<sub>二</sub>而私共一同數日相掛リ手辨當<sub>一</sub>而拵候儀<sub>二</sub>御座候<sub>一</sub>、右者私共一同一命を掛ケ漁業致來候儀

御座候得共津元四人<sub>二</sub>もの共ハ聊骨折も不<sub>レ</sub>致、近頃ハ私共一同之丹誠を以、活計相立候義<sub>二</sub>相違無<sub>一</sub>御座候、舊古者津元與いへども私共同様漁場相働候由之處、中古以來奢修増長、權威而已相募リ別而近頃<sub>二</sub>相成<sub>一</sub>、諸魚水揚之節斗出張致、魚代金割合<sub>二</sub>至り候<sub>一</sub>而者自己勝手之取斗有<sub>レ</sub>之、右者中古迄ハ假令ハ漁業代金百兩有<sub>レ</sub>之候處、内金五拾四兩ハ漁師一同へ受取、四拾六兩ハ津元江受取、右様割合仕候處、近來津元江五拾四兩受取、漁師一同江金四拾六兩受取候様割合相成、尤勘定割合之節、津元并漁師共之内、重立候もの立會御勘定致候<sub>二</sub>付不都合之廉<sub>一</sub>、及<sub>二</sub>談判<sub>一</sub>候得共割合古帳面等も不<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>披見<sub>一</sub>往古仕來之割合相與申而已ならず割合之義<sub>二</sub>付彼是申ものハ漁業一切不<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>致<sub>一</sub>津元之權威相用と私共申分更<sub>二</sub>相立不<sub>レ</sub>申<sub>一</sub>、殊<sub>二</sub>漁師共義ハ戸數いつとなく相殖、自然活計<sub>二</sub>相響<sub>一</sub>、借財等相嵩、難澁至極仕候間、御一新之際、出願可<sub>レ</sub>仕與申合候義も御座候處、不漁績、且米價沸騰之時節<sub>二</sub>隔り出願期も無<sub>レ</sub>之難澁相忍罷在候得共諸費課出多之時節、此儘<sub>二</sub>而者營方難<sub>一</sub>相成<sub>二</sub>無<sub>レ</sub>餘儀<sub>一</sub>奉<sub>二</sub>願上<sub>一</sub>候、巨細之儀者津元共所持罷在候勘定割合帳御調之上、多寡御堅察被<sub>二</sub>成下<sub>一</sub>公平之割合被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候様奉<sub>二</sub>願上<sub>一</sub>候

一去ル嘉永七寅年十一月四日大地震<sub>二</sub>而高津浪之節、魚寄<sub>一</sub>洞與申魚寄之海中江字淡嶋山<sub>二</sub>大石落入、漁事妨相成候<sub>二</sub>付津元四人<sub>一</sub>もの共<sub>二</sub>石工手間料差出<sub>一</sub>吳候得共右取片付之儀者村方小前漁師共<sub>二</sub>而半年餘も日數相掛リ私共手辨當之丹精を以、取片付いたし只今之漁場<sub>二</sub>取直し候義<sub>一</sub>御座候、然ル處、村役人共<sub>二</sub>江川太郎左衛門様へ數願之上、御分一五ヶ年之間半納被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候儀<sub>二</sub>御座候<sub>一</sub>、且御分一相納候義者漁師共<sub>二</sub>津元四人<sub>一</sub>もの共へ相納、同人共<sub>二</sub>請負人三津村大川傳左衛門江相納候義<sub>一</sub>御座候得共能<sub>二</sub>承り候得者津元四人<sub>一</sub>もの共も受負致居候趣、左候得者津元四人<sub>二</sub>もの共私欲押領致居、非道之取斗與奉<sub>一</sub>存候、此段御調奉<sub>二</sub>願上<sub>一</sub>候

一往古文化年中之頃迄ハ八月初日<sub>二</sub>翌年二月晦日迄大網船休業致、右之間小漁渡世勝手次第仕、尤鮪寄來候節ハ大網船を以、臨時漁業仕候儀<sub>二</sub>御座候<sub>一</sub>、然ル處、近年一月初日<sub>二</sub>同年十二月三十日迄大網漁津元共<sub>二</sub>被<sub>二</sub>申付<sub>一</sub>依<sub>レ</sub>之漁師共多分之借財相嵩、一同難澁仕候間、以來ハ往古之通引直し度候

一浮役米之儀者壹村海面<sub>二</sub>相納候義<sub>一</sub>而右者諸漁業割合代金を以、上納仕來候上者壹村之上納與心得罷在候、然ル處、今度津元四人<sub>二</sub>もの共申聞候者津元四

人<sub>二</sub>限上納致候上者壹村之海<sub>一</sub>無<sub>レ</sub>之坏不法之義申之、尙更幾四人<sub>二</sub>もの共壹村之海面を私有仕候申分<sub>一</sub>而益々村内人氣相立候義<sub>二</sub>而右浮役米之義ハ御一新以來如何之名儀を相唱<sub>一</sub>津元四人<sub>二</sub>もの私有之上納物與相成候哉、畢竟壹村海面之漁業<sub>二</sub>上納仕候故を以、浮役米之名唱も御座候義與奉<sub>一</sub>存候、御調奉<sub>二</sub>願上<sub>一</sub>候

一往古<sub>二</sub>網戸四場所之内、字嶋合與申場所、是ハ中入<sub>一</sub>レ與申網漁師共一同<sub>二</sub>而取建、漁師共所持罷在家業仕候、網船之義も漁師方<sub>二</sub>而自分持船順番<sub>一</sub>致候、大網船相働候津元四人<sub>二</sub>もの所持罷在候大網ハ更<sub>二</sub>相用不<sub>レ</sub>申處、大網船代與唱<sub>一</sub>多分之割合引取、是又非道之致方、押領之廉<sub>二</sub>相違無<sub>一</sub>御座候、右御調奉<sub>二</sub>願上<sub>一</sub>候

一天保年中、新<sub>二</sub>取建候網之義者津元所持與者相成居候得共麻網繩之義者津元共<sub>一</sub>而買入編立之義者漁師共多分之日數手間等相掛ケ仕立候義<sub>二</sub>御座候<sub>一</sub>、左候得者津元共持網<sub>二</sub>も無<sub>レ</sub>之候義與奉<sub>一</sub>存候、右漁事有<sub>レ</sub>之候節、割合之義、假令ハ鱒百樽漁スル時、内貳割則貳拾樽、網戸代與唱<sub>一</sub>其日之番<sub>二</sub>相當り候津元共江被<sub>二</sub>引取<sub>一</sub>殘八拾樽之内、尙又網修葺料與唱<sub>一</sub>壹割則八樽、津元共江被<sub>二</sub>引取<sub>一</sub>残り七拾貳樽之内、五



樽引残り六拾七樽有之を凡五拾七人ニ割、但壹人ニ付壹樽壹分七リツ、ニ相當り候處、右を拾貳人分無レ謂津元共へ被引取ノ津元共へ可引取候分四拾貳樽壹分五リなり残り五拾貳樽八分五厘を漁師四拾五人江受取、但壹人ニ付壹樽壹分七リニ相當り左候得者津元壹人四拾貳樽壹分五リ被引取ノ漁師共壹人ニ付壹樽壹分七リツ、受取、是ハ不公平之割合與存候、以來公平割合相成候様仕度候

一今般右等之廉、一同永續相成候様仕度、村内平和專一與存、當國平澤村戸長同久連村戸長へ相頼、津元四人之もの共江種々入譯ケ申聞、示談相成候様申入候得共更ニ取用不申、右振合ニ而引合兼候ハ、漁業相休候共勝手次第商賣致候共存寄次第可致旨被申斷ニ無レ據御訴訟奉申上候間、證書與存候書類も所持仕居、事實相違無レ之候、以來諸勘定割合等之義、非道之取斗不致、且是迄不正勝手之取斗致候廉ニ御調之上、舊弊相改、以來村内不公平無レ之平等相成候様仕度候

右

明治六年七月十八日

杉村 半 (七印)  
田内 金兵衛 (印)  
後藤 治左衛門 (印)  
眞野 市右衛門 (印)  
青木 榮 (七印)  
綾部 仁左衛門 (印)

足柄  
御裁判所

〔朱筆〕  
詞狀文中事意錯雜ニシテ分明ナラサルニ付其情願ヲ審問スルニ結局三條ニ過キス

一津元四人ノ者共私利ヲ營ミ押領ヲナスト申立ルハ確乎タル證モ之ナク全ク疑惑迄ノ事ナレハ採用及ヒカタシ

一四人ノ者共魚割合ノ方法不公平ナルヲ以テ新ニ正當ノ分割ヲ請フト雖モ魚割合ノ儀ハ畢竟人民私ノ組立ニテ年來津元ト漁師トニオイテ其割合ヲ相當ト思量スルヨリ自然許シテ今日迄仕來ル上ハ現今官ニオイテ其割合ノ當否ヲ裁判スルノ理ナシ然レトモ津元ニテ舊來ノ仕來ニ反シタル新ニ不條理ノ割合ヲナサハ速ニ訴出ヘシ

一浮役米公納并漁業分一請負人等ノ次第ヲ判然了解致

朱印  
〔足柄縣判所印〕

シタク候ハ、足柄縣廳へ申出ヘシ仍テ訴狀下ケ戻ス

明治六年七月廿五日

〔關西縣史料〕

〔伊東家祐書狀〕

態申入候、仍而ぶり就御用今度西浦へ被仰付候處、西浦之海ニ一向不取候間、瀬之崎海にて網を置候處、自其方被出奉行、年貢被成所務候より過分被仰付候處に、如此上一段迷惑仕候由、百姓中披露申候、御印判之御看被仰付候時者時分之所務之義ハ御無用之由被仰出候、此義從我々其方へ可申届之由上意候、乍去百姓自分所持之時者如何も可被成所務之由御意候、何時も御印判能被見分候て所務之義をは可被成候、御印判をハリ舟に可相添候間、其御心得尤候、諸事重而可申候、恐と謹言

伊東 家 祐(花押)  
正月十七日

鈴木二郎三郎殿 參

〔關西縣史料〕

〔葛山氏元朱印狀〕

其浦へいるか見え來にをひてハすなはち出合かりこむ



べし疎略いたすにより内浦へかりこまざるよし有<sub>二</sub>其  
聞<sub>一</sub>條、甚以曲事也、向後ハ北南の百姓いづれも出合あ  
ひかせぎかりこむべし其うへかせぎの分としてハをの  
く中へあみ走てうのぶんわけとるべし此上代官上使  
百姓下知をそむき如在いたすにをいては過意を可<sub>レ</sub>申  
之狀如件

朱印  
朱印  
朱印

井  
四月三日

獅子濱北南  
百姓中

〔神史・二五五八〕

〔北條氏堯船役免除朱印狀〕  
郷中ありき船としてかつこ壹艘新儀ニ仕立申候間、役  
令ニ赦免一候、但四枚はうちやう成共於ニ新船一者諸役令ニ  
赦免一者也、仍如件

亥  
三月三日

植松右京亮殿

〔神史・一五七〇〕

〔北條氏堯朱印狀〕  
長濱ニ梶原就<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>置、其郷夫壹人被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候、苦  
勞ニ候共、先一廻者可<sub>レ</sub>走廻<sub>一</sub>候、爲<sub>レ</sub>其遣<sub>二</sub>御印判<sub>一</sub>者也、  
仍如件  
追而虎御印判致<sub>二</sub>拜見<sub>一</sub>候者此飛脚ニ可<sub>レ</sub>返候

卯  
〔天正七年〕  
十二月十九日

植松佐渡守殿  
五ヶ村百姓中

〔神史・一五七〇〕

〔關東縣水産誌 卷四 高橋興策〕  
第六區

本區ハ内浦灣ノ東南隅ニ位シ三津灣ト稱シテ碇繋ノ所  
タリ海岸線ハ西方第五區ト相接スル長居崎ヨリ北方重  
寺ニ至ル囊狀ヲナシ灣口ニハ淡島アリテ其三分ノ一ヲ  
塞ク灣邊ハ山脈重圍シ樹木鬱蒼トシテ海水ニ蘸レ水清  
爽トシテ恰モ湖水ノ狀ヲ呈シ魚族ノ來集最モ適セリ故  
ヲ以テ魚群ノ此ニ來ルアレハ岸線ニ嘴ヲ衝テ游泳シ泰  
然トシテ亦去ルナシト雖モ未タ嘗テ此區ニ優リタル漁  
場アルヲ認メズ漁家ハ岸邊ノ山脚ニ構ヘ重須、長濱、三  
津、小海、重寺ノ五小區トナル而シテ各小區其接岸岩礁  
ノ存セサル處數ヶ所アリテ此ニ漁業ス其漁場ヲ名ケテ  
網戸ト云フ網戸ノ左右背後ノ山嶺若クハ丘頂ニハ櫓ヲ  
建設シテ魚見小屋ヲ造リ魚見人ハ此ニ魚族來泳ヲ窺フ  
風ノ模様

本區ノ漁民氣流ニ名稱ヲ附スルモノ通常八種ニシテ其  
方向及ヒ吹時季ハ次ノ如シ  
南風春夏ニ多シ眞風秋冬ニ多シ眞風冬春ニ多シ眞風富士  
南風南ヨリ吹ク眞風東ヨリ吹ク西風西ヨリ吹ク  
卸シ(一名大)寒中ニ多シ亥さが風十月ヨリ一月頃ニ  
冬季ニ多シ東いなさ風九月ヨリ十月頃ニ吹ク北ヨリ吹ク  
南ヨリ吹ク

リテ陸ヨ  
リ吹出ス

本區ハ灣内ノ漁業ヲ營ムモノナレハ風ノ爲メニ妨ケラ  
ル、ハ唯タいなさ風ニ於テ見ルノミ他ハ漁船ノ進航ヲ  
留ムルカ如キ事稀ナリ然レ共風ト魚族トノ關係ハ其著  
シキモノアリテ存ス即チ亥ノ方ヨリ吹來ル富士卸シハ  
此區漁業ニ不適ニシテ之カ爲メニハ魚族ハ悉ク沖合ニ  
去テ見ル可カラサルニ至ル之ニ反シさが風ハ魚族ニ最  
モ好適セルモノ、如ク此風吹去ル後ハ各種ノ魚族群來  
シテ各小區共ニ多獲ヲ占ムルト云フ之ニ由テ土俗秋季  
ノさが風ヲ餌風ト唱フ蓋シ餌トハ食料ト云フノ意ナリ  
又西風南風吹來ルアレハ長濱重須ノ漁業ニ適スルモ三  
津小海ハ之ニ反ス然レ共慣風ハ三津小海ノ漁業ニ適シ  
テ長濱重須ノ漁業ニ不利ナリ是レ魚族カ風ニ向テ游泳  
スルノ性質アルカ故ニ慣風ノ時ハ灣口ヨリ三津小海ノ  
海岸ニ進泳スルヲ以テ此地ニ多獲アル所以ナリ〔中略〕

潮ノ流狀

本區ノ常流ト稱ス可キモノハ第七區ノ沿岸ヲ過キテ此  
區ニ來リ亞デ第五區ニ向フモノト然レ之レ灣外ノ  
潮流ヲ云フモノニシテ其灣内ニアリテハ潮流灣口ヨリ  
進入シテ岸ニ向フト雖モ遂ニハ去所ヲ失フヲ以テ常ニ  
區々ノ潮流ニ變シテ一定方向ヲ有スル事少シト然レ



トモ潮流若シ左岸ニ流動スル時ハ魚群右ヨリ左ニ向ヒ潮流此ノ反對ナレハ魚族ノ方向モ亦之ニ從テ左ヨリ右ニ回遊ス而シテ本區ノ漁業上最モ適當ナル潮流ト稱ス可キモノハ沖合ヨリ灣内ニ衝進スルモノニシテ此潮流ニ因テ數々多獲ヲナスコトアリ而シテ亦魚族ノ海岸ニ群來スル時刻ハ日々進潮ノ初メ即チ俗ニ潮鼻ト稱スル時ヲ以テ游泳スル事多シトス〔中略〕

本區ノ漁業概畧

本區ハ第五區ト畧ホ同様ノ漁業ヲ營ムト雖ドモ少シク其趣キヲ異ニスル所アリ即チ兼テ海岸ヨリ沖合ニ網ヲ張出シテ魚群ヲ接岸ニ導クモノハ獨リ手網ノ漁法ノミニシテ本區ノ最モ重要ト稱ス可キ大網漁法ハ魚群ノ沿岸ヲ游泳スルニ際シ大網ト稱スル帶狀ノ網具ヲ以テ是カ大圍ミヲナシ其網ヲ漸々曳寄スルニ從テ小丈網小切網麻網其他ノ附屬網ヲ以テ大網ノ内圍ミヲナシ尙其網ヲ曳寄スルニ從テ取網若クハ小曳網等ヲ合セ用ヒテ漁獲スルモノニシテ第五區ノ漁法ト異ナル處ハ張置網ノ有無ニアルノミ已ニ魚群ヲ圍ミタル後チ諸種ノ附屬網ヲ用キテ魚群ヲ捕獲スルノ方法ニ至テハ敢テ異ナル處ナシ而シテ附屬網亦大網ハ網ノ一端即チ圍ミ始メハ海岸適宜ノ岩礁或ハ杭等ニ堅縛シ全ク魚群ヲ圍ミタル後ハ船ヨリ磯ニ繩ヲ取リテ此ニ船ノ進退ヲ止メ然ル後チ

船中ニ於テ網ノ最終端ヨリ曳寄スルヲ通常トス俗ニ此曳揚方ヲ片曳ト云フ然レトモ曳網ノ如キハ網ノ兩端ニ手繩ヲ附スルヲ以テ兩曳トナス總テ立切漁ニ用ユル網ハ袋ヲ附スル事ナク唯タ單ニ手拭狀ヲナスノミ構造ハ至テ簡單ニシテ從テ資金ヲ要スル事少シ  
重寺ハ東區中他小區ノ漁業ト異ナル處アリ之レ海岸線灣曲多クシテ淡島ト相對シ魚群ヲ圍ムニ最モ便利ナルヲ以テ第五區ノ如キ建切漁ヲ營ム而シテ亦他小區ノ如ク大網漁ヲ併セ營ムカ故ニ漁網ノ數極メテ多キヲ見ル今假ニ區中各小區ニ就キ漁業ノ等差ヲ附センニハ長濱ヲ第一トシ重寺ハ之ニ亞キ重須小海ヲ第三第四トシ三津ヲ第五等トシテ誤リ無カラシヤ〔中略〕

漁村

項目	村名					合計及平均
	重寺	小海	三津	長濱	重須	
戶數	七三	三三	一四七	四三	五八	三五四
人口	四七四	二五四	八六九	三五四	四四三	三九四
漁業數	六八	二六	三三	三六	三六	一九三
漁業者	九分	五分	四分	七分	三分	二八五
業務ノ歩合	一分	二分	五分	五分	七分	五分
農業	一分	一分	一分	一分	一分	一分
商業	一分	一分	一分	一分	一分	一分
平均	三十四圓	三十五圓	三十五圓	三十五圓	三十五圓	三十四圓
最多漁者	三十四圓	三十五圓	三十五圓	三十五圓	三十五圓	三十四圓

右五ヶ村ヲ以テ自治區ヲ組織シ内浦村ト稱ス此地田畑山林ニ乏シク陸路峻坂ニシテ商業ノ不便ヲ感ス故ニ住民ハ多ク漁業ニ從事シ生活ノ模様ハ中等ニ位スルモ近年ノ不漁ハ漁民ヲシテ稍困弊ニ至ラシム〔中略〕

利益配分法

往昔人家ノ乏シカリシ頃ハ漁業ヲ營ムモノナカリシ然ルニ浮浪ノ士此地ニ來リ漁業ノ起サ、ル可カラサルヲ悟リテ奮然斯業ヲ企テタルモ漁具ハ不完全ニ漁場ニハ岩石ノ散在スルアリテ之ヲ開築スル事實ニ容易ナラサリシナラン然ルニ積年遂ニ悉ク之ヲ完備スルニ至ル其苦心豈ニ些少ナラサルナリ之ニ由テ網主(俗ニ津元)ノ權利ハ非常ニシテ漁者(俗ニ網子)トハ君臣ノ如ク利益ノ配當モ殆ト比ス可カラサリシカ後世人智ノ進歩スルニ從テ津元ノ權利モ漸ク容レラレズ漁者ハ利益ノ配當ニ不滿ヲ抱キ稍モスレハ一同連合シテ津元ヲ痛心セシムルノ手段ヲ執リ津元モ衆寡敵セス遂ニ配當法ノ變更ヲ行フ事數々ナリト雖モ未タ以テ公平ノ配當ニアラサル如ク主張スルモノアリ或ル小區ニアリテハ祝ト稱シテ水揚ノ一割ヲ津元ニ差引クモノアリ而シテ其祝トハ多漁ノ際宴席ノ資ニ充ツルノ意ナレトモ津元ハ酒食ヲ自辨スルノミニシテ着ハ漁者ノ漁獲シタルモノヲ用ユルモノナレハ單ニ祝ノ費用ニ充ツルニ止マラスシ

テ其實漁場開始ノ功勞ニ報ユルモノナリト云フ夫レノ長濱小海ノ如キハ議論沸騰ノ末遂ニ津元ヲ廢シ現ニ漁者ノ共有トナレリ

重須ノ配當法

大網組ハ甲乙丙三種ノ割法アリテ甲ハ網三分三厘船并ニ手傳料一分ニシテ殘五分五厘ハ漁者十二名ニ配當ス亦乙ハ水揚百分ノ六ヲ網持十九ハ船代ニ殘七十五ハ漁者十名ニテ配當ス又丙ハ百分ノ十七ヲ船五艘ノ代トシ十五ハ網代トシ十八手傳料トシ五十八ハ漁者八名ニテ配當ス

長濱ノ配當法

大網組ハ共有ナルヲ以テ水揚高ヲ漁者ノ代割トシ網船代ハ其五分分ノ配當ヲ受ルモノトス  
立乾網ハ水揚高ヲ十四分シテ漁者七人一分ツ、網代四分船代二分雜費一分ノ割法ナリ

三津ノ配當法

大網組ハ百本ノ水揚高ト假定セハ一本半ハ魚見人三名ノ所得ニシテ若シ三名ノ魚見人都合ニテ四名ト増加スルモ此ノ割法ナリ又一本半ハ都落ノ失錢ト唱ヘテ土地



ノ積立金トナスニ本ハ網具ノ修繕費トシ又二本ハ船ノ世話係手當トシ一本ハ神社へ奉納シ殘九十二本ヲ四分六分ニ配分シ其四分ヲ網船代トシ六分ヲ漁者ノ配當トス但シ漁船八艘分ハ此内ニテ代ヲ出ス可キモノトス小海ノ配當法

大網組水揚百圓ト假定セバ四十五圓ヲ九名ノ漁者ニ配分シ五十圓ハ網及船代トシ五圓ハ手傳人ニ給與ス鯉網ハ手傳人ニハ魚ニテ給シ水揚金ノ二十分ハ網及船代トシ八十分ハ漁者九名ニテ配當ス  
捧受網勝網柔魚網ニテ四分漁者ハ六分ヲ配當ス釣漁ハ船器械等ハ十分ノ二分ヲ受ケ殘額ハ漁者ニ配當ス  
重寺ノ配當法

大網組百圓ノ水揚金アリト假定セハ金八十錢世話人一名ノ所得、金一圓八十錢魚見人二名ノ所得、金一圓八十錢網船ノ世話役二名ノ所得、金六十錢小使船代、金二十錢馬塞網役、金十錢世話人ノ使役スル者ニ、金貳十五錢部落ノ壯丁ニ、金壹圓五十錢網船乗組ノ壯丁ニ、金二圓九十五錢諸雜費、以上金十圓殘金九十圓ニ三一五ヲ乘シタルモノ津元ノ所得トシ又九十圓ニ六八五ヲ乘シタルモノハ漁者ニテ配當ス但シ船代ハ此内ノ一人分ヲ受クルモノトス

生魚ノ販路

販路ハ沼津清水東京ヲ主トシ重須ハ大約沼津ニ七分清水ニ三分ヲ送荷シ長濱ハ沼津ニ五分清水ニ一分東京二分三津小區ニ二分ヲ販賣ス又重寺ハ東京三分五厘横濱一分五厘沼津ニ四分清水ニ一分ノ割合ヲ以テ販賣シ小海ニテハ三津或ハ長濱ノ商人ニ賣渡スヲ常トシ三津ニテハ仲買人七名呼賣人八十名余アリテ商業ハ最モ發達スルモノ、如シ而シテ販路ハ沼津清水東京及ヒ近郷ニアリトス

乍恐口上書ヲ以御訴訟申上候御事

一御入國以來重寺村網戸八狀ニ相究リ御定米五拾壹俵壹斗五升御納置仕候、其上漁獵仕候ハ、濱御奉行様御改御帳面ヲ以テ御三ヶ壹御公義様へ指上ケ殘リ申ス分ニテ網子共へ三ヶ壹分ケ渡シ網戸主三ヶ貳儲申候テ御定納御役相勤メ網舟諸道具仕候、右八狀之内貳狀ハ御代官様御代ニ御網戸ニ御座候テ御入國以來ヨリ御代官様御代ニ拙者先祖ヨリ御網戸壹番御預ケ被遊、御入目ノ義ハ其時ノ御代官様ヨリノ極、御立德之義ハ重寺村網戸持並ニ指上ケ御代官様御代ニ伊奈兵右衛門様迄御預ケ被遊候所ニ去ル拾三年以前子ノ年伊奈兵右衛門様御手代松島甚右衛門様濱御奉

行被レ成候刻、右之御網戸入札ニ被レ仰付候ニ付三津村甚兵衛ト申者落札ニテ御座候間、税金四十三兩ニ相究、兵右衛門様伊豆國御代官所被レ爲レ遊候内、御一代之御約束之御證文指上ケ支配仕候故、拙者義拾三年以來小百姓並ニ罷成、何共迷惑仕候、當殿様御慈悲ヲ以テ右之御網戸被レ爲レ仰付候下候へハ前々之通り津元百姓相勤申度奉レ存候、右之趣少シモ偽リニ無ニ御座候、重寺村津元共不レ殘致レ爲レ召寄ニ様子御尋可レ被レ下候、偏ニ御慈悲奉レ守候、以上  
貞享元年子ノ十一月  
重寺村  
三郎左衛門  
御代官様

一豆州内浦組重須村諸色浮役米累年大分致レ收納連及ニ困窮候ニ付近來頗ニ御訴訟申上候、依レ之段々遂ニ僉儀ニ其越紛無レ之ニ付今度我等了簡書ヲ以テ委細御勘定所へ親上候處、則御許容有レ之浮役米高拾六石五升之内三分二之積リ拾七斗當巳年ヨリ御赦免罷仰出候間得ニ其意難レ有レ存候、然ル上者殘五石三斗五升之分ハ毎年無レ滯急度可ニ皆濟レ之、但跡トヨリ右之譯不レ知御番御着錢歲暮錢之名義相ニ保レ之、向後ハ浮役米ト名付定納可レ申候、且又魚獵分一船役

御來御着等者如ニ先規ニ不ニ相替レ可レ勤レ之者也  
元錄二年己巳七月  
重須村  
名主  
百姓  
五味小左衛門印

爲取替約定

一當村漁業之義、海面網戸場字久伏字卯ヶ崎字小島三ヶ所ヲ拾貳分ニ區分シ金指儀右衛門大川傳十郎關忠助關野儀助四人往古ヨリ慣行ヲ以テ賣買所持營業仕來候處、去ル明治八年太政官第廿三號ヲ以テ雜稅廢セラレ續テ同年第九拾五號御布告拜承、以來村方ニ於テハ海面共同拜借願出、又金指儀右衛門外三名ハ夫々確證ヲ以テ從前之通海面拜借願出候處、從前營業人へ借用被レ仰付示來是迄營業之處、海面拜借料モ不ニ相附ヨリ兎角營業方ニ付苦情有レ之、村内親睦不レ致ヨリ自村瀬川清五郎大川清次郎兩人立入來、明治十七年以後漁業稼方之義ハ如何様之御處置ニ相成可レ申哉モ難レ計其際ニ至リ双方申争、訴訟ヲ起シ候儀ニテハ不幸ト思慮シ双方へ掛合今般示談ヲ遂ケ候廉左ニ  
一海面拾貳分之内、今般改メテ貳分ヲ裂キ村方へ相渡



シ可レ申事

一 鮪鯉きわだうづわめしかはがつをよこわ浮魚類大網立ノ漁業ハ除キ其外鰯鯉鱒このしろ等ノ類小漁ニ屬スル分當村一般ノ海面ヨリ取立ル網戸代半額ヲ村益トシテ差出シ殘半額ノ内器械持營業人へ四分十二分割網具取扱營業人中へ壹分割符ノ事

一 示後海面漁業稼方ノ義ハ拾貳分ノ内營業歩合

從前六分五厘ノ處

改五分五厘

金指儀右衛門

同三分ノ處

大川傳十郎

改貳分五厘

同貳分五厘ノ處

關 忠助

改壹分

關野儀助

同貳分五厘ノ内

但諸器械相添 村内共有

改壹分

今般示談ノ趣意

右本又營業約定年限ハ明治十四年一月廿三日ヨリ爾後百五十年限リトシ年限明ケ候節ハ前記肩書之通、引戻可レ申事

一 來ル明治十七年海面拜借滿期ニ付同年以後約定年限海面拜借願ノ儀ハ前記拾貳分ノ歩合ヲ以テ連署出願スヘキ事

但拜借出願ノ上許可不ニ相成レ候共漁業稼方ノ義ハ

本文歩合タルヘキ事

一字久伏字卯ヶ崎字小島三ヶ所漁業場ニ配置スル漁業必用ノ網船及網具ハ魚見櫓、其他一切諸器械新規仕立及修繕費等ハ前記歩合へ賦課シ出金之事

但漁業利益金ヲ出金高ニ配分スルハ勿論タルヘキ事

一 夫錢井非常備ト唱へ網戸場三ヶ所營業人ヨリ村方へ差出來リ候、大網立ノ分捕魚高、百分ノ二ハ昨明治十三年中見捨、血下ノ魚廢シ現ニ水揚高ヲ記帳スルニ付村方示談ノ上以後五厘ヲ減シ百分ノ一分五厘ト相定メ候事

但一村共有ニ備ル

一 後日新網戸設立ノ時ハ此約定書へ記名調印ノ事

一 上官方器械取扱營業人辻和吉菊池庄五郎山本豊八金指方器械取扱營業人山崎宇右衛門瀬川權右衛門山崎多七大網船方器械取扱營業人金指常右衛門瀬川與八瀬川元吉九人ノ義ハ是迄ノ通据置ノ事

但其進退ハ器械持營業人ノ指揮ヲ承ケ可キ事

一 營業之義ハ上官方大網船方金指方三組合併漁業ノ事

一 大網立ニ差障リ無レ之小サラシ網磯突イカ漁鯖魚等ノ分ハ是迄ノ通無稅ノ事

但鰯網ノ類ハ網戸代ヲ差出シ可レ申事

一 前件廉ニハ年限中ノ約定ニシテ年限以後ハ無功タル

ヘキ事

明治十四年一月廿三日

伊豆國君澤郡  
村中壹同連印

前書ノ契約承届ケ置候也

戸長 松本勘七



昭和十四年十二月五日印刷  
昭和十四年十二月廿日發行

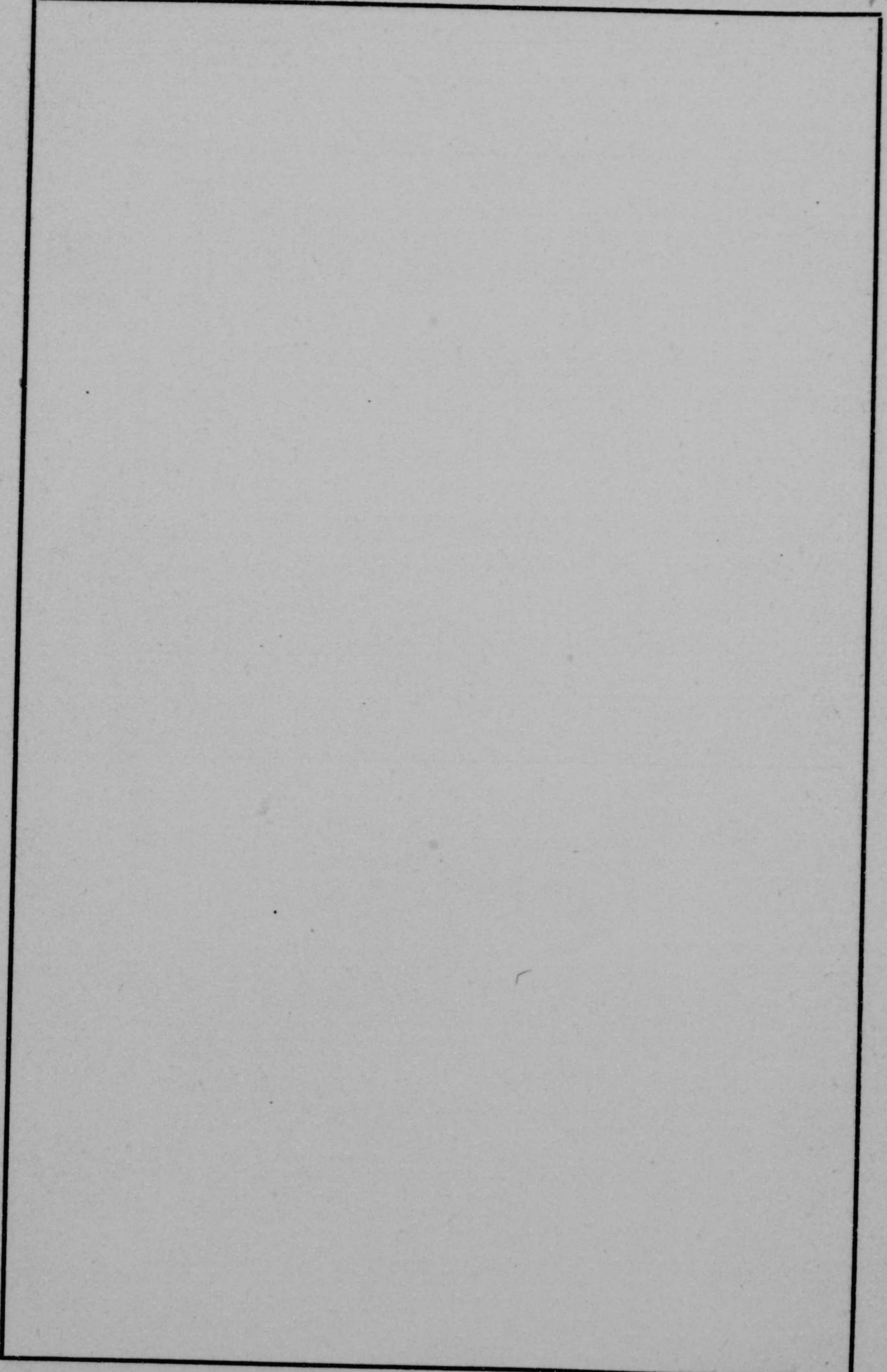
豆州内浦漁民史料下卷  
定價七圓也

版權所有

編者	澁澤敬三
發行者	高木一夫
印刷者	高田壬午郎
印刷所	東京市神田區神保町一ノ三四 株式會社 開明堂
發行所	東京市芝區三田綱町一〇番地 アチック ミニージェアム

發賣所

東京市芝區三田二丁目一番地  
丸善株式會社三田出張所  
(本店・各支店・出張所) 電話三田(46)一八九二六番  
東京市神田區神保町二丁目二四番地 振替口座東京八五二七番  
雄松堂書店  
電話九段(33)二七一三  
振替口座東京三七三二五





アチックミュージアム刊行書目

(アチックミュージアム彙報)

〔一第〕 早川孝太郎校註 愛知縣北設樂郡下津具村 <b>村松家作物覺帳</b> 菊判一六八 圖表一七 索一五 四〇引圖頁	〔二第〕 竹内利美編 小學生の調べたる <b>上伊那川島村郷土誌</b> 菊判一七〇 索引一八 地三〇 四〇圖頁頁	〔三第〕 武藤鐵城著 羽後角館地方に於ける <b>鳥蟲草木の民俗學的資料</b> 菊判一七〇 圖版一八 索一八 四〇引圖頁	〔四第〕 吉田三郎著 <b>男鹿寒風山麓農民手記</b> 菊判一七八 圖版一五 索四二 四〇引圖頁	〔五第〕 高橋文太郎著 <b>武藏保谷村郷土資料</b> 菊判二四〇 圖版二一 索七二 四〇引圖頁	〔六第〕 内田武志著 <b>静岡縣方言誌</b> 菊判二六二 圖版二七 索八二 布三 八 四〇五目頁
-----------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------

東京市芝區三田綱町一〇

アチックミュージアム

振替東京七八四七〇番

〔七第〕 竹内利美編 小學生の調べたる <b>上伊那川島村郷土誌 (篇續)</b> 菊判二二五 圖版二二 索一八 四〇引圖頁	〔八第〕 知里眞志保著 <b>アイヌ民俗研究資料 第一</b> 菊判原文一三三 譯文二七 三〇頁	〔九第〕 アチックミュージアム編 <b>謂足半(あしなか)に就て</b> 〔近刊〕	〔〇一第〕 稻塚和右衛門著 <b>木實方祕傳書</b> 〔雲藩植樹植林製蠶手記〕 菊判三〇 圖版四 葉一六 地一七 四〇彙圖頁	〔一一第〕 宮本常一著 周防大島を中心としたる <b>海の生活誌</b> 菊判三〇 圖版三 葉一六 地一七 四〇圖頁	〔一二第〕 山口和雄著 <b>九十九里舊地曳網漁</b> 菊判三七 圖版三 紙一五 地一八 全 二〇二紙圖頁
-------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------



進藤 松司著  
安藝三津漁民手記  
〔三〕 菊判三三葉八  
定價 〇・三〇  
刊

内田 武志著  
靜岡縣方言誌  
〔四〕 菊判一八六頁  
定價 〇・七〇  
刊

アチツクミューゼウム編  
狩獵古記録二篇  
〔五〕 菊判一〇四頁  
定價 〇・一〇  
刊

吉田 三郎著  
男鹿寒風山麓農民日録  
〔六〕 菊判一四七〇頁  
定價 三・〇〇  
刊

知里眞志保著  
アイヌ民俗研究資料 第二  
〔七〕 菊判一三五頁  
定價 〇・九〇  
刊

祝 官靜考註  
近江國野洲川築漁業史資料  
〔八〕 菊判二三八頁  
定價 二・一五  
刊

佐藤三次郎著  
北海道幌別漁村生活誌  
〔九〕 菊判二二二頁  
定價 二・一五  
刊

アチツクミューゼウム編  
宇和島藩漁村經濟史料補遺  
〔七二〕 菊判二〇〇頁  
定價 二・〇〇  
刊

拵 嘉一郎著  
喜界島農家食事日誌  
〔八二〕 菊判一四六頁  
定價 二・六〇  
刊

アチツクミューゼウム編  
社會經濟史料雜纂第一輯  
〔九二〕 菊判一八一頁  
定價 〇・一八  
刊

鹿野 忠雄著  
臺灣原始民族圖誌  
〔〇三〕 菊判一〇〇頁  
定價 〇・一〇  
刊

山口和雄編著  
近世越中灘浦臺網漁業史  
〔一三〕 菊判一八八頁  
定價 二・一五  
刊

アチツクミューゼウム編  
社會經濟史料雜纂第二輯  
〔二三〕 菊判一四三頁  
定價 〇・一八  
刊

澁澤 敬三編著  
豆州内浦漁民史料 中卷  
〔三三〕 菊判一三八頁  
定價 七・九〇  
刊

澁澤 敬三編  
豆州内浦漁民史料 上卷  
〔〇二〕 菊判一五六頁  
定價 八・二〇  
刊

船遊亭扇橋著  
奥のしをり  
〔一二〕 菊判一四〇頁  
定價 一・四〇  
刊

丹田 二郎著  
越後三面村布部郷土誌  
〔二二〕 菊判二四〇頁  
定價 二・一〇  
刊

宮本 常一著  
河内國瀧畑左近熊太翁舊事談  
〔三二〕 菊判二〇六頁  
定價 二・一六  
刊

澁澤 敬三編著  
豆州内浦漁民史料 中卷  
〔四二〕 菊判一八四頁  
定價 七・一〇  
刊

内田 武志著  
靜岡縣方言誌  
〔五二〕 菊判一四三頁  
定價 二・一〇  
刊

小野 武夫編  
宇和島藩漁村經濟史料  
〔六二〕 菊判一四三頁  
定價 二・一〇  
刊

アチツクミューゼウム編  
鹽俗問答集  
〔四三〕 菊判一九六頁  
定價 二・一〇  
刊

吉岡 高吉著  
土佐室戸浮津組捕鯨實録  
〔五三〕 菊判一〇〇頁  
定價 一・二〇  
刊

アチツクミューゼウム編  
土佐室戸浮津組捕鯨史料  
〔六三〕 菊判一〇〇頁  
定價 三・一〇  
刊

佐藤源八編著  
南部二戸郡淺澤郷土史料  
〔七三〕 菊判一〇〇頁  
定價 二・一〇  
刊

星 吉右衛門著  
新潟縣北魚沼郡湯之谷村  
星家所藏種子帳・稻刈帳  
〔八三〕 菊判一〇〇頁  
定價 二・一〇  
刊

アチツクミューゼウム編  
片山家日常襟記抄  
〔九三〕 菊判一〇〇頁  
定價 一・一〇  
刊

岩田 準一著  
志摩の蜃女  
〔〇四〕 菊判一〇〇頁  
定價 一・一〇  
刊



〔一四第〕 アチックミューゼウム編 <b>喜界島代官記</b> 〔喜界島調査資料第二〕 澁澤 敬三編著 口繪寫真 定價一〇〇 一二二〇 〇〇葉頁	〔二四第〕 有賀喜左衛門著 <b>豆州内浦漁民史料</b> 下卷 〔近刊〕	〔三四第〕 南部二戸郡石神村誌 〔石神村に於ける大家制度及名子制度〕 アチックミューゼウム編 〔近刊〕	〔四四第〕 <b>喜界島阿傳村立帳</b> 〔喜界島調査資料第三〕 〔近刊〕	〔五四第〕 武藤 鐵城編 <b>魚の郡邑誌</b> (假題) 〔近刊〕	〔六四第〕 北村 俊夫編 <b>江州堅田漁業史料</b> 〔近刊〕
--------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------	----------------------------------------------	-----------------------------------------

**アチックミューゼウム刊行書目**

(アチック ミューゼウム ノート)

〔一第〕 アチックミューゼウム編 <b>民具問答集</b> 菊判三〇九頁 項目二〇・各項 寫眞・地圖・索引 (附録) 民具蒐集調査要目 價二・五〇	〔二第〕 山口 和雄著 明治前期を中心とする <b>内房北部の漁業と漁村經濟</b> 菊判一八三頁 地圖・寫眞 價各〇・五	〔三第〕 櫻田勝徳・山口和雄著 <b>隱岐島前漁村探訪記</b> 〔隱岐調査報告一〕 菊判一八三頁 地圖・寫眞・索引 價一・五〇	〔四第〕 櫻田勝徳著 <b>糸満漁夫の聞書</b> 〔隱岐調査報告二〕 菊判三二二頁 價滿〇・三	〔五第〕 櫻田勝徳・山口和雄著 美保關・廣島三 津・伊豫大三島 <b>漁村探訪記</b> 菊判二二一頁 地圖・寫眞 價〇・三	〔六第〕 岩倉 市郎著 <b>喜界島調査要目</b> 菊判一二二頁 非賣品
------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------

東京市芝區三田綱町一〇

**アチックミューゼウム**

振替東京七八四七〇番

〔七第〕 アチックミューゼウム編 <b>民具蒐集調査要目</b> 菊判一六四頁 非賣品	〔八第〕 櫻田勝徳著 伊豫日振島 に於ける <b>舊漁業聞書</b> 〔土豫漁村探訪旅行報告一〕 菊判六四頁 價〇・五	〔九第〕 櫻田勝徳著 土佐四十萬川の漁業と川舟 土佐漁村民俗雜記 〔土豫漁村探訪旅行報告二〕 菊判五五頁 價〇・五	〔〇一第〕 伊豆川 淺吉著 <b>土佐鯉漁業聞書</b> 〔土豫漁村探訪旅行報告三〕 菊判五三頁 價〇・五	〔一一第〕 藤木喜久磨著 <b>新島探訪錄</b> 菊判二五四頁 價〇・八	〔二一第〕 高橋文太郎著 <b>秋田マタギ資料</b> 菊判二九三頁 地圖・寫眞 價一・二九
---------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------



〔三一第〕

金子 總平著  
南會津・北魚沼  
地方に於ける

熊狩雜記

菊寫地 判眞圖  
一・一七  
〇索二六  
六〇引圖頁

〔四一第〕

アチックミュージアム編

朝鮮多島海旅行覺書

菊寫圖 判眞版  
一二三五  
〇一九二  
六〇圖圖頁

〔五一第〕

アチックミュージアム編

蕨山邑達里農村見聞錄雜纂

〔近刊〕

〔六一第〕

岩倉 市郎編

薩州山川ばい船聞書

菊寫 判眞  
三二二  
〇・二二  
四  
三〇圖頁

〔七一第〕

アチックミュージアム編

瀬戸内海島嶼巡訪日記

〔近刊〕



601  
35

3

110

32



